

令和6年第1回邑楽町議会定例会議事日程第3号

令和6年3月7日（木曜日） 午前10時開議
邑楽町議会議場

第 1 一般質問

○出席議員（13名）

1 番	山 本 裕 子	議員	2 番	三ツ村 由 紀	議員
3 番	武 井 清 二	議員	4 番	新 村 貴 紀	議員
5 番	神 山 均	議員	6 番	蟹 和 孝 一	議員
7 番	佐 藤 富 代	議員	8 番	小久保 隆 光	議員
9 番	黒 田 重 利	議員	10 番	瀬 山 登	議員
11 番	松 島 茂 喜	議員	13 番	原 義 裕	議員
14 番	松 村 潤	議員			

○欠席議員（1名）

12 番	塩 井 早 苗	議員
------	---------	----

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

橋 本 光 規	町 長
半 田 康 幸	副 町 長
藤 江 利 久	教 育 長
松 崎 嘉 雄	総 務 課 長
齊 藤 順 一	財 政 課 長
小 沼 勇 人	企 画 課 長
横 山 淳 一	税 務 課 長
山 口 哲 也	住 民 保 険 課 長
金 子 佐 知 枝	福 祉 介 護 課 長
久 保 田 裕	健 康 づ く り 課 長
中 繁 正 浩	子 ども 支 援 課 長
吉 田 享 史	農 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長
小 島 拓	商 工 振 興 課 長
金 井 孝 浩	建 設 環 境 課 長
新 島 輝 之	都 市 計 画 課 長
築 比 地 昭	会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長
松 崎 澄 子	学 校 教 育 課 長
田 中 敏 明	生 涯 学 習 課 長

○職務のため議場に参加した者の職氏名

石	原	光	浩	事	務	局	長
秋	元	智	美	書			記

◎開議の宣告

○黒田重利議長 これより本日の会議を開きます。

〔午前１０時００分 開議〕

◎一般質問

○黒田重利議長 日程第１、一般質問を昨日に引き続き行います。

順次発言を許します。

◇ 小久保 隆 光 議 員

○黒田重利議長 ８番、小久保隆光議員。

〔８番 小久保隆光議員登壇〕

○８番 小久保隆光議員 まずは、一般質問を始める前に、今年１月元旦に朝市で有名な能登半島に震度７以上の地震が発生しました。津波や土砂崩れ等、建物が崩壊し、多くの人が亡くなりました。実に悲しいことでございます。ここにご冥福をお祈り申し上げます。

議席番号８番、小久保隆光です。よろしくお願いします。通告に従って、一般質問をします。質問内容については、人生百年時代を迎えるに当たってです。少し大きな題でございしますが、人生百年時代を迎える経済も豊かになりましたが、ところが経済を激震することが起こりました。それは、外国から新型コロナウイルス感染症に感染された人が帰国し、多くの人々があっという間に感染し、多くの人が亡くなりました。その中には、お笑いで有名な志村けんさん、皆さんもご存じだというふうに思いますが、感染症にかかり亡くなりました。私も不安ではございましたけれども、そのときは実に悲しい思いをいたしました。その新型コロナウイルス感染症は、感染を防ぐために人と人との交流が薄れ、経営不振に陥りました。お店や事業主でございしますが、倒産するというふうに聞いております。

さらには、先ほどお話をしたとおり、朝市で有名な能登半島、震度７以上という地震が起こりました。津波とか土砂崩れ、建物が崩壊し、多くの人が亡くなりました。実に悲しいことだというふうに思います。悲しいながらも、その中から９０歳のおばあさんが建物の中から救出されたという感動した場面がテレビで映し出されました。本当によかったというふうに思います。地震国である町もこの限りではありませんが、対策が必要である、備えあれば憂いなしと、前も議員の何人かの方がお話をしていただきました。地震で災害に遭った人たちは、避難を余儀なくされ、車の中やハウスの中で、あの寒い中で寝泊まりをしていると聞きます。もし自分だったらどうしようかなというふうに思いましたけれども、避難された人たちが心配であります。

町では、健康診断の健診を毎年実施しております。新型コロナウイルス感染症にもかかわらず、

受診率がアップしているというふうに聞きます。そこで、お尋ねをいたしますが、高齢者の75歳以上の健診率の現状や、また40歳から74歳までの健診率の現状を担当課長にお伺いします。よろしくお願ひします。

○黒田重利議長 山口住民保険課長。

〔山口哲也住民保険課長登壇〕

○山口哲也住民保険課長 お答えいたします。

町では、国民健康保険に加入している40歳から74歳の人の特定健診と、町に住所がある75歳以上の後期高齢者健診を実施しております。健診は、保健センターで行う集合健診とかかりつけ医等で受診できる個別健診がございます。受診率の推移ですけれども、特定健診が令和元年度から56.8%、46.8%、51.6%、令和4年度が53.6%、また後期高齢者健診では令和元年度から38.4%、35.6%、37.5%、令和4年度が40.2%となっております。

なお、令和4年度の群馬県内において、特定健診は県内5位、後期高齢者健診は県内3位の受診率でございます。

以上です。

○黒田重利議長 小久保隆光議員。

○8番 小久保隆光議員 特定健診等々のことについて詳しくパーセンテージのお話をさせていただきました。40歳から74歳、56.8%、次46.8%、51.6%、それから53.6%というふうに群馬県では3位というふうなことで、それから75歳以上、38.4%、35.6%、37.5%、40.2%、少しずつ受診率がアップしております。本当にいいことでございます。しかしながら、健康は大事です。これからも健康について、やっぱり一生懸命レベルアップしていただければ幸いかというふうに思います。これは要求でございますので、回答は結構でございます。よろしくお願ひします。

次に、高齢者や子育て世帯、事業者への支援等についてお伺いをいたします。電気やガス、食料品等の高騰である。予期せぬ家庭の負担となっております。物価高騰による貧困家庭の対策について、物価高騰における給付金等の町の支援について、またお伺いします。お伺い内容は、令和5年度に行った福祉的支援について、担当課長にお伺いします。

○黒田重利議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 お答えいたします。

令和5年度に実施いたしました高齢者を含めた低所得者世帯への支援につきましては4点ございます。1つ目は、令和5年度の住民税が非課税世帯に対し、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金として3万円を給付いたしました。

2つ目は、令和5年度の住民税が非課税世帯に対し、同じく電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金追加支援といたしまして7万円を給付いたしました。こちらのほうは、電子黒板のほう

にある追加支援になります。

3つ目は、令和5年度の住民税が均等割のみ課税世帯、または令和5年度の住民税が均等割のみ課税の方と非課税の方で構成されている世帯に対し、物価高騰対応給付金、均等割のみ課税給付として10万円を給付いたしました。

4つ目は、2つ目、または3つ目に申しあげました給付金、いずれかを受給した世帯に扶養されている18歳以下の児童に対し、物価高騰対応給付金子ども加算として、児童1人につき5万円を給付しております。また、それとは別に高齢者をはじめ、町民がお世話になっている町内の医療機関や福祉施設等に対し、医療・介護・福祉施設等事業者物価高騰対策応援給付金を事業所等が行っているサービスごとに6万円を給付いたしました。

以上でございます。

○黒田重利議長 小久保隆光議員。

○8番 小久保隆光議員 ありがとうございます。いろいろ細々なことについてお話ししていただきまして、本当にありがとうございます。

一番多いのは、令和5年度の住民税で10万円です。それから、令和5年度の非課税関係でございますが、3万円と7万円、18歳以下の子どもが5万円というふうなことをお聞きしております。やはりこういう給付金が出ていただければ、その家庭は本当に助かります。ですけれども、今は人生の百年時代を迎えることでございますので、やはり5万円とか7万円とか、もう少し国から上げてくださいというふうに言って、また市のほうも少し足していただいて、給付金の手続きを取りながら支援していただければありがたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

それから、高齢者も6万円です。1か月6万円、少しずつもらっておりますが、高齢者は大体1か月どのぐらいかかるかな。10万円少しはないと生活がやっていけないなというふうに思いますが、高齢者の中にはやはりお金が少し足りないので、店に強盗に入ったり、包丁で脅かして、少ないお金を要求して、そのまま自分で逮捕されてしまう。そういうふうなことも聞いておりますが、もう少しずつでございますけれども、上げていただければありがたいと思います。これからは健康、健診というふうなことで、子育てについての事業者への支援、配慮、そういうふうなことも気持ちでいいですから、少しずつ上げていただければありがたいと思います。さらに細々とした説明、ありがとうございます。よろしくお願いします。

次に、子どもや教師の心のケアについて担当課長にお聞きしますが、その前にお話をしたいと思います。このところインフルエンザ、新型コロナによる小中学校の学級閉鎖があると聞きました。今5類に入っておりますが、まだインフルエンザとかコロナがはやりかけております。子どもと教師の交流が減少しております。心のケアが必要になるかというふうに思います。そこで、課長に対策について伺います。よろしくお願いします。

○黒田重利議長 松崎学校教育課長。

〔松崎澄子学校教育課長登壇〕

○松崎澄子学校教育課長 お答えいたします。

令和５年度は、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、その他の感染症が混在して流行し、学校としても気の抜けない状態が続いております。町内においてもインフルエンザによる学級閉鎖はございましたが、大きな混乱には至っておりません。令和２年の前半を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症とはどのようなものなのか、どのような感染予防対策が有効なのかが判然としておりませんでした。学校では、国の指示による長期にわたる臨時休業を要する時期もございました。児童生徒も保護者も不安を抱えて過ごしており、登校させて大丈夫なのかさえも誰も自信を持って言えない状況でございました。

当時の教職員は、何をどれくらいしたら最善なのかがよく分からず、不安と緊張の中で何とか児童生徒の体と心を守らなければと必死になっておりました。感染を予防するため、他人の机には触れない、床の雑巾がけは中止、給食は黙食、音楽の時間に大きな声で歌えない、みんなが触れる場所は毎日消毒する、暑くても寒くてもエアコンや扇風機を上手に使いながら換気をするなど、学校生活が激変しました。情報が整理されるにつれ、具体的な方法が分かり始め、空気清浄機やＣＯ₂濃度の計測器など、備品が整い始めたことで教職員の不安と緊張は徐々に和らぎ始めました。今思えば、小久保議員がおっしゃるように、分からないなりに必死に過ごしていた当時のことを思い返しますと、児童生徒だけでなく、教職員も心のケアが必要な状況であったのだと思います。これまで学校では、管理職を中心に教職員が児童生徒へのふだんの声かけを大切に、児童生徒の様子をコロナ禍以前よりもさらに注意深く見守り、異変やＳＯＳに早く気づけるよう努めてまいりました。感染症に関する偏見による差別やいじめを生じさせないことにも注力してまいりました。教職員は、自分自身が感染したら出勤できなくなるという緊迫した重圧、責任感の中で児童生徒を守ってきてくれております。深い感謝の念が湧いてまいります。

現在学校では、働き方改革や事務改善が一步ずつ進んでおりまして、児童生徒との交流のためにできるだけ多くの事業を費やせるよう努力を続けております。児童生徒の心のケアでは、日々の教職員による丁寧な見守りに加え、各校に配置された町職員の相談員や県費の職員でありますスクールカウンセラーが配置され、体制を整えております。今後も児童生徒が安心して伸び伸びと成長していけるよう、また子どもたちを取り巻く大人たちが相手を思いやる気持ちを大切にできる余裕を持てるよう、児童生徒はもちろん、児童生徒を育む立場である保護者や教職員の心のケア、心の安定にも意識を及ばせ、学校と教育委員会事務局の風通しのよい関係性を維持しながら連携を継続していく所存でございます。

以上でございます。

○黒田重利議長 小久保隆光議員。

○８番 小久保隆光議員 担当課長、ありがとうございます。いろいろな細々としたお話をしていた

できました。ありがとうございます。

児童生徒、親御さんは、やはり自分の子はとてもかわいいです。少しでも学校でお勉強をしてほしいというふうに要望があります。しかしながら、私はその中で先生方も非常に大変だなというふうに思っております。先生のケアも、これも必要です。先生のケアをして、最後にお話ありましたが、風通しをしていただければありがたいというふうに思っております。

先ほどお話がありましたけれども、働き方改革、そういうふうなことも大事ではないかなというふうに思います。そして、見守りです。それから、相談するスクールカウンセラー、この先生もたくさん活動させてください、生かしてください。担任だけではやはり目が届かないところもありますので、スクールカウンセラー、さらには先ほどお話がありましたけれども、教育相談員、あるいは学校の教頭、校長、先生たちも子どもたちの心のケアとか先生方のケアをしていただければありがたいと思います。

ただ、校長は学校で何かあった場合には、すぐに教育委員会に届けなければなりませんが、最近はそのようなことではないのです。家庭から子どもが何々されたよ、いろんなことをお話をします。そうすると、母親、それから父親もうちの子に対して何だというふうなことで少し怒ってしまいまして、直接教育委員会に、学校を通さずに、飛んで教育委員会に行ってしまうことがあります。しかしながら、その前に保護者の中には学校に来て、うちの子どもはこういうふうなことでいろんなことありました。子どもたちにいじめられています。先生、どうか助けてくださいというふうに校長室に来て、お話をしてくれる保護者の皆さんもいます。そういう保護者の皆さんに対しては、丁寧に心から子どもたちのケアをしてあげていっております。

しかしながら、これが一つでも違いますと、大変なことになります。大ごとなことになります。最後には教育委員会です。その教育委員会から、みんな集まって、指導主事とか課長とかいろいろ集まって、このことに対して謝罪をする場面もあります。それは、子どもたちが亡くなったとか、あるいは大けがをしたとか、そういうことでやはり学校として丁寧にケアをしてあげないと、これは大変なことになってしまいます。よくテレビ等でお話がありましたけれども、ウズラの卵を食べたで亡くなった。これは決してウズラの卵が悪いのではありません。そういうふうに思いますけれども、そのときに亡くなってしまったというふうなことがあります。そういうときには、親御さんはやはり激震するでしょう。自分の子がなぜ亡くなったのか。私たちなんかは、ウズラの卵は悪くありませんが、親にとっては自分の子が窒息して亡くなってしまったのですから、そういうふうなことで大変なことで謝罪もあったと思いますけれども、その前に心のケアをひとつしていただければありがたいと思います。

やはり教育委員会の役割もあると思います。学校も役割があると思います。その役割をしっかり果たしていただいてケアをしてあげれば、大きな事件に関わりないというふうに思いますので、よろしく願いしたいというふうに思います。今日はいろいろな担当課長、お話をしていただきまし

てありがとうございます。心のゆとりもできました。やはり子どもたちは私たちの国の宝でございますので、その国の宝の子どもたちをさらに心のケアをして、仲よく、最後に児童生徒と風通しのよい学校にしていなければありがたいと思います。

中野小学校、この近辺の学校はみんなおとなしい子で、いい子です。登下校なんかも、私なんかを見ますと挨拶をしてくれます。しかし、都会ではそうはいきません。もう先生とか校長とか教頭などはもう本当に蹴散らしてしまいます。やはり学歴社会なのです。学歴社会ですから、この先生はうちのためになっていないというふうなことで、やはり東京はある程度塾通いをして、自分の将来の職業を身につけさせるためにそこへ通わせている。やはり温度差があるわけです。一生懸命頑張っている人と普通に頑張っている人いろいろおりますけれども、そういうふうに東京は温度差があるから厳しいところだなというふうに思います。この中野小学校関係の人、子どもたちは本当にいい子どもたちです。見ていて先生たちも幸せだな、そういうふうに思います。そういうふうなことで、先ほどいろいろなお話をさせていただきまして、子どもたちのケアをしているのだなというふうなことが分かりました。ありがとうございました。

まだ時間がちょっと早いのでございますけれども、最後になりますが、町長に内水氾濫についてお尋ねしたいと思います。町の危機管理の考え方、方策について、またお伺いしたいというふうに思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○黒田重利議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、邑楽町につきましては北を渡良瀬川、南を利根川という大河川、1級河川を挟まれております。それ以外にも群馬県が管理いたしています中小河川、役場の南にも孫兵衛川が流れておりますけれども、大雨が降った場合、台風、あるいは線状降水帯による集中豪雨があったような場合には、河川からの越水による外水氾濫以外にも、下水道、あるいは町の管理している水路などから雨水の排水能力を上回る大雨が降ったときに、河川の水位上昇によって雨水が排除できない、たまってしまう内水氾濫が起きる危険性が極めて高い地域だろうと思っています。

現在のハザードマップ、邑楽町のハザードマップで示しているものは1,000年に1度の雨が降ったときに、最大の浸水する深さを表したものを公表し、各世帯に配布をして、避難等の呼びかけをしているところでございます。そうしたことから、現在のハザードマップではその内水氾濫が考慮はされていないような状況になっています。令和6年度の当初予算の中に、簡易的ではございますけれども、この内水氾濫がどのくらい起こる危険性があるのか、これをシミュレーションしまして、その結果を新たにハザードマップ等に盛り込んで公表していくような考えも持っているようなところでございます。こういった災害につきましては、行政としますれば、国や県、それから関係する流域の市町村と協力、連携取りまして、調整池であるとか排水機場、あるいは河川の整備、こうい

ったことによるハード整備を行うわけですが、それだけで必ずしも被害を防げるわけではありません。住民の方、それから各自治会の自主防災組織、こういったところにも自助、それから共助、こういったことも取組も進めていただきながら、ハードとソフトの両面で対応していく必要があるのかなというふうに思っています。

そして、改めてこの場をお借りして町民の皆さんに呼びかけていきたいのは、仮に自宅からの避難が遅れて、既に暴風雨の状況、あるいは水がたまり始めたような状況の中で避難というのは大変危険です。ご自宅の浸水深をいま一度確認いただいた上で、自宅、2階建て等であれば、自宅にとどまって垂直避難という、2階以上のところに上がる垂直避難というのも避難の一つでございますので、そういったことも念頭に置きながら、常日頃の備えをいま一度していただければというふうに思います。

以上でございます。

○黒田重利議長 小久保隆光議員。

○8番 小久保隆光議員 ありがとうございます。大変いろいろな細々としたお話をして、内水氾濫について町長の考え、それから対策、お話をしていただきまして、本当にありがとうございます。

内水氾濫の中にも下水道、マンホールとか、あるいは流れの水が止まってしまう。枯れ葉が溝に落ちて詰まってしまうというふうなことがございます。そうすると、水の流れが悪くなってしまって、そこからどんどん、どんどん水が出てしまうというふうなこともあります。多々良沼のほうから前に増水がございましたけれども、なかしげ呉服店のほうまで水が流れてきたというふうなお話を聞きました。そのときも葉っぱが溝にいっぱいたまって、なかなかその溝のところの鉄柵ですか、あれが上がらないのです。年に2回大掃除をしておりますが、上がらないので、しょうがないなというふうなことで、そのまま放っておいてございますけれども、やはりその葉っぱが腐って、みんな沈殿して、どんどん、どんどん土化して、水の流れを止めてしまうというふうな危険もございます。そういうふうなときはどうするのかといったら、やはり役場に言って、その土を掘り起こして、その鉄を上げるのが非常に重たいのです。簡単に上がらないのです。そういうふうな仕組みになっております。あまり簡単にしてしまいますと、外国の人がその鉄を持って行って売り払ってしまう場合もございます。そういうふうな関係で、なかなか取れないのではないかなんていうふうに簡単に思っておりますけれども、やはりそういうふうに内水氾濫はどこで起こるか分かりません。氾濫について、町長からいろんなこととお話を聞きました。対策はしっかり考えているのだなという、そういうふうに思っただけで感心をせざるを得ません。

それから、もう一つお尋ねしますが、内水氾濫、あるいは地震が震度7は起こらないと思いますけれども、この近辺でも太田市のほうには何かあるらしいのですけれども、いつも起こっているのは5度ぐらいなときもあります。でも、少し大きくなって、6度、7度ぐらいになって、それが寒いときに起こったらどうしてしまうかなというふうに考えております。能登半島は寒いときに起こ

ってしまって、大変な犠牲者が出ましたけれども、そういうふうなときの前の初動捜査、早くどう
いうふうに対応するのかというのをもう一度町長にお伺いしたいなと思います。初動調査みたいな、
最初に地震が起こったら町長は先に何をするのか。それを知りたいと思いますので、ご質問いたし
ます。よろしくお願いします。

○黒田重利議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

仮に震度５以上の地震が起こった場合には、邑楽町には災害対策本部を立ち上げるような、そう
いった初動マニュアルができております。町長をトップとして、関係所管課長、それから関係課で、
その地震の大きさによって招集する範囲も異なっておりますけれども、まずは本部を立ち上げて、
現状の把握、各公共施設であるとか各インフラ、道路、河川、橋梁等、まずは巡視をする、そうい
ったところが一番最初の対応になろうかと思います。

以上でございます。

○黒田重利議長 小久保隆光議員。

○８番 小久保隆光議員 町長には、いろいろ初動調査についてお話がございました。本部を立ち上
げながら、マニュアル、そういうふうなものを立ち上げながら、大きな地震と小さい地震とかいろ
いろありますけれども、その現状に従って、巡回しながら対策を立てるというふうなことで、あり
がとうございました。

いろいろな課長方のお話をしていただきまして、私のこの一般質問に対してのお話を終わりたい
と思います。課長方、どうもありがとうございました。

以上でございます。

○黒田重利議長 暫時休憩いたします。

〔午前１０時４１分 休憩〕

○黒田重利議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午前１１時０４分 再開〕

○黒田重利議長 小久保隆光議員から発言の申出がございましたので、これを許可いたします。

小久保隆光議員。

○８番 小久保隆光議員 先ほど一般質問の中で、外国人が鉄の蓋を持って行ってしまって売り払っ
てしまったということ、外国人を差別していることだというふうに思います。ここで慎んでおわび
と取消しをしていただきます。大変申し訳ございませんでした。

◇ 原 義 裕 議 員

○黒田重利議長 順次発言を許します。

13番、原義裕議員。

〔13番 原 義裕議員登壇〕

○13番 原 義裕議員 皆さん、こんにちは。議席ナンバー13番、原義裕です。質問通告に従いまして一般質問を行います。よろしくお願いしたいと思います。

今年は、例年になく春が早くやってきたように見えましたが、最近の陽気ではまた冬が戻ったように思います。このような陽気では、今年の夏はどのようなになるのか、心配になってきました。この質問につきましては、以前武井議員が観光資源の活用と強化についてという内容で町に問いかけていますが、この場所は邑楽町にとって最大な観光資源であり、町で一番来場のある場所で、関東地方でも珍しい里山が残る地でもあります。それでは、一般質問に入ります。今日の一般質問の内容につきましては、多々良沼公園の見直しと活性化についてをお伺いいたします。

まず最初に、建設環境課長にお伺いします。この公園は、いつ整備されたのか、お伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○黒田重利議長 金井建設環境課長。

〔金井孝浩建設環境課長登壇〕

○金井孝浩建設環境課長 お答えいたします。

町立多々良沼公園につきましては、地域住民をはじめ、多くの方の憩いの場の確保及び自然保護を目的に昭和53年より整備を開始し、昭和56年6月1日に供用を開始しております。供用面積は約7.7ヘクタールで、町で唯一の総合公園となっております。

以上です。

○黒田重利議長 原義裕議員。

○13番 原 義裕議員 次にお伺いしたいのですが、ちょっと言い忘れてしまったのですが、先ほど1日の入園する数が分かれば教えていただければと思います。

○黒田重利議長 金井建設環境課長。

〔金井孝浩建設環境課長登壇〕

○金井孝浩建設環境課長 お答えいたします。

建設環境課では、多々良沼公園の来場者数については確認はしていない状況なのですが、以前商工振興課のほうで県の統計数値のほうから数値を確認したという情報がございます。その情報によりますと、2020年には公園には約7万人、2021年には約7万4,000人、2022年には約5万人が来園されたというような数値があるようでございます。

以上でございます。

○黒田重利議長 原義裕議員。

○13番 原 義裕議員 人数的には大分来場者が来ているということでありました。

次に質問をさせていただきます。以前あずまやの下で猫の餌づけについて、そのままになっているのかどうか質問したと思うのですが、このことについて、その後どうなっているのか聞きたいと思いますが、改善されたのかどうかも聞きたいと思います。よろしくお願いいたしますと思います。

○黒田重利議長 金井建設環境課長。

〔金井孝浩建設環境課長登壇〕

○金井孝浩建設環境課長 お答えいたします。

昨年度現地におきまして、飼い主が判明しない猫の頭数を確認いたしましたところ、おおむね10頭から15頭が公園にいる状況でございました。また、公園内のあずまやにおいて、その猫に餌やりを行っている行為を確認いたしました。そのため、群馬県が策定しております飼い主のいない猫対策ガイドラインに基づきまして、公共の場である公園内での餌やりを中止するように指導をさせていただきました。その後も随時職員によるパトロールを実施しております。

また、餌やり行為の中止を促す掲示を該当する場所に行っております。しかし、現在におきましても餌やり行為は続いている状況でございます。公園の猫たちは、恐らくボランティアの方が不妊、去勢手術を行ったと思われるさくら耳の状態であるため、頭数は以前より減少している状況で、現在確認できている猫につきましては7、8頭程度となっているようでございます。今後も引き続き公園内での餌やり行為の中止につきまして適切に対応を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○黒田重利議長 原義裕議員。

○13番 原 義裕議員 そこに私もこのように、たしか2週間ぐらい前か、この公園に行ってみたところ、こんなような状況で、まだまだいたかなというふうに思っております。ぜひ改善をしていただければというふうに思います。

次に、質問させていただきますが、12月でしたか、公園内の建物の屋根の銅板が盗まれたといった話がありました。これについて修繕が終わったかどうか。弁天様の前の屋根も剥がされていたようですが、これは直ったようです。また、噴水のそばの水屋の屋根と奥のトイレのそばにある屋根の修復も終わったのかどうか、聞きたいと思っております。弁天様の社殿の前の地藏様の屋根につきましては、地元の行政区が数10万円ぐらい出して、もう既に直っているようです。ぜひ早急にお願いしたいと思いますが、このことについてお聞きしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○黒田重利議長 金井建設環境課長。

〔金井孝浩建設環境課長登壇〕

○金井孝浩建設環境課長 お答えいたします。

公園内のあずまや及び井戸屋形の屋根部材である銅板が盗難された経緯につきましては、今年の12月25日の議会全員協議会でご報告したとおりでございますけれども、修繕工事につきましては年

明けの1月に起工、業者選定を行い、2月に町内業者と契約を締結し、現在工事を実施中でございます。既に井戸屋形の屋根につきましては修繕工事が完成し、写真にあるあずまの屋根につきましても、天候次第でございますが、近日中に完成する見込みでございます。

以上でございます。

○黒田重利議長 原義裕議員。

○13番 原 義裕議員 分かりました。では、順次これを補正予算か何かで組むのでしょうかけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、町長にお聞きいたします。公園維持管理に多大な費用と労力がかかっていると思いますが、林の中の今の状態については維持はしているのか、管理が乏しいのではないかと思います。この公園について、どのように町長は考えるのか、お聞きいたしたいと思います。

○黒田重利議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

公園の管理につきましては、この多々良沼公園でございますけれども、令和5年度では約500万円程度の年間の維持管理の経費がかかっています。その中には植栽の管理であるとか、それから清掃ですね、そういったものも全般含めてになります。

ご質問の林等が、管理が少し行き届いていないのではないかなというところがご質問の趣旨かと思いますけれども、私も現場のほうは時折確認はしておりますが、確かにもう既に公園の供用を開始してから40年以上がたっていますので、一部施設が老朽化していたり、最近はまだ桜がクビアカツヤカミキリの被害で枯死をしていたり、そういったところもございます。全体、人が公園に親しむ上では適正な管理がされているとは思っておりますけれども、まだまだ手を入れていく必要のある箇所もあろうかと思います。

そういったことから、令和6年度の当初予算においては一部擬木の柵等、安全措置が必要な箇所については修繕するような予算も持っておりますけれども、今後も必要な予算措置を行いながら、住民、町民だけでなく、そこに来場される方に愛される公園を目指して、適正な管理を行ってまいりたいと存じます。

○黒田重利議長 原義裕議員。

○13番 原 義裕議員 確かに年数がたって、周りの木々を見ますと非常に鬱蒼としていて、どうなっているのかなというふうにちょっと心配はしていました。ぜひこの公園につきましても本当に県でもかなりきれいなところでございますので、管理を十分していただいて、来場してくれる人たちを歓迎していただきたいと思います。

今までの邑楽町の公園は、自然に恵まれ、散歩ができて、癒やされるところが公園だったと思いますが、これからの公園はもっと心身共に癒やされるところを造っていくべきだと思っております。

例えば1月、元旦には浮島弁天の初詣でのお客様が訪れにぎわいますが、公園の南側の芝生はこのように芝生だけで何もない。そこに、私は1つ提案なのですが、ここの公園の南側の芝生が、この青い部分を芝生だけでなく、ロウバイの苗を植え、また黄色の花と甘い香りを1月から2月にかけて咲かせて、2月、3月にかけては梅の木の花を楽しみ、3月には桃の花を咲かせ、4月には桜の花が周りに咲くと。5月には、真ん中の藤棚です。藤棚の真ん中が太い道路になっていますが、このところに藤棚があるわけですが、藤棚の花を咲かせて、5月には浮島弁財天の例大祭と鶺古城まつりを開催させて、6月には梅の実ができて、町民に収穫を楽しんでもらい、多々良沼の来場者をもっと増やすようにしたらどうかと思います。このように、邑楽町の一番の観光地として発展させる必要があると思いますが、この地図の緑に染められている部分のこの下の部分、この3分の2ぐらいをロウバイ、梅、桃の木などを植えて、来場者の楽しみを増やすことも必要かと思います。町長、いかがに思いますか。よろしくお願ひしたいと思います。

○黒田重利議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、多々良沼公園につきましては冒頭建設環境課長が申し上げたとおり、最大では年間7万人を超えるような来場があったと、多くの方があそこだけではなくて、多々良沼を周回するようなお散歩としての場所として使っていただいているのかなと思います。そうした中で、秋の、それから春も2度の弁天様の例大祭、それから昨年ですね、令和5年5月5日、町制施行55周年に合わせて、初めて鶺古城まつりというものを開催して、4,000人以上の方の来場も見られたということで、あその場所は様々な自然公園としてだけではなくて、観光の魅力、それからその他の活用する方法があるというようなことが見いだせたところかなと思っています。

今後につきましては、実は令和6年、来年度につきましても鶺古城まつりのやり方、少し見直ししながら、今後も継続していこうというようなことで、昨年の参加者団体と会議が先日も行われたところでございます。観光につきましては、私はその場所だけではなくて、やはり地域全体で、面である必要があると思っています。そうしたことから、実は今度の鶺古城まつりについては、あその場所だけではなくて、役場の裏の中央多目的広場、そちらにキッチンカーやマルシェの会場を移して、もっと大きなスペースで、より多くの方が来ていただけるようなやり方に変更しようということで方向性確認されています。昨年はスタンプラリーを同時に実施したわけなんですけれども、それ以外の邑楽町の名称であるとか、いわゆる観光に寄与しているような施設、こういったところもスタンプラリーでつなぎながら、邑楽町全体を周遊してもらおうと。そういった中で、飲食であるとか購買の向上に寄与していきたいと、そのような考えています。

植栽につきましては、この議場でやり取りで植えるということは申し上げられませんので、仮に今後全体の見直しをしていく場合には検討委員会を立ち上げるなり、特に地元の鶺新田の方々が

思い入れを持って、弁天様等管理を行っていますので、幅広い意見を聞きながら、こういった方向にあるべきかについては議論した上で決めていきたいと、このように考えております。

○黒田重利議長 原義裕議員。

○13番 原 義裕議員 確かに町長が言われるように、この公園も見直しをして、もっと来場客が増えるようなことを考えていただければと思います。よろしくお願いいたしますと思います。

この公園の来場客も、年間5万人から6万人ぐらい来園するようです。調査によると、滞在者居住地は町民を含め、県内で約70%、栃木県で15%、埼玉県で10%となっているようです。また、健康のために散歩する人も多く、60代以上の年配者が約6割ぐらいいるようです。来場者の皆さんの声を聞きますと、この公園ほど自然があり、白鳥が飛来し、癒やされるところがないと言っていました。ぜひこの公園をもっとお客さんが増えるような形で改善を考えていただければと思います。

次に、公園の西側にある噴水設備についてお聞きさせていただきます。今は水を流していないようですが、建設環境課長にお聞きします。

○黒田重利議長 金井建設環境課長。

〔金井孝浩建設環境課長登壇〕

○金井孝浩建設環境課長 お答えいたします。

公園内の噴水設備につきましては、整備当初から公園内の井戸水を使用して運用しておりましたが、使用していた井戸水の成分に鉄分が多く含まれていたため、赤水が出るようになってしまいました。環境の保全や設備の損傷を防止するため、途中で運用を停止して、現在に至っております。噴水設備につきましては、今後の運用方法について検討が必要であると考えております。

以上でございます。

○黒田重利議長 原義裕議員。

○13番 原 義裕議員 先ほど案内しなかったのですが、このようにこれがロウバイです。桜ですか、これが藤の花です。以前は、藤棚にこのように満開であったのですが、今は非常に藤棚の藤が少なくなって、ちょっと寂しいかなというふうに思っています。ぜひこのようになるようお願いをしてもらいたいと思います。このように、さっき言ったせつかくの噴水設備でありますから、極力水を流すようにしたらいいかなというふうに思っております。ぜひよろしくお願いいたしますと思います。

また、公園内の草木の整備についてですが、建設課長にまた質問させていただきます。まず、藤棚の藤の枝ですが、先ほど言ったようにツルが伸び過ぎて、伸び放題になっています。また、これは浮島弁財天境内の町のマーク、ここの一番先端の場所ですが、このマークをかたどった藤棚も同様です。また、浮島弁財天の周囲に伸びている雑木ですか、が非常に目立ってきました。この整備も必要かと思いますが、よろしくお願いいたしますと思います。

また、以前噴水の北側にモウソウチクの竹林があったと思うのですが、開園当初は棚を造り、タ

ケノコの盗難も防ぐようなことをしてあったと思います。今は全くそのようなことはせず、太いタケノコは取られ、細いものだけが広い範囲で伸びています。この場所も整備するべきではないかなと思いますので、建設環境課長にお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○黒田重利議長 金井建設環境課長。

〔金井孝浩建設環境課長登壇〕

○金井孝浩建設環境課長 お答えいたします。

町立多々良沼公園の植栽管理につきましては、毎年度入札により選定した町内の業者と委託契約を結びまして、年度当初から年間を通じて適正な管理を行うように努めております。議員ご指摘の園内の藤棚につきましても、委託作業において年間、夏前と、あと冬季から春前にかけてをめぐって年2回の剪定と施肥を実施し、年1回の病虫害防除作業を行っております。しかし、園内の藤も樹齢を重ね、樹勢もよくっているため、今後も適切な作業を依頼するとともに、議員ご指摘の内容につきましても注意しながら業務を行ってまいりたいと思っております。

また、園内の竹の管理につきましては、これまでも通路にはみ出している竹や折れているものなど危険なものにつきましては、植栽管理を委託している業者が処分しておりましたが、今年度より竹林内の竹につきましても適正な竹林環境を育てるよう伐採作業を実施しております。樹木の伐採などと同じく年2回の伐採作業を実施し、今年度につきましては2回目の作業を今月予定しているところでございます。園内の竹林につきましても今後も適正管理に努めてまいります。

以上でございます。

○黒田重利議長 原義裕議員。

○13番 原 義裕議員 この公園につきましても造ってから約40年たっているということなので、あちこちかなり整備がされていないところがあるのかなというふうに思います。ぜひそれはお金はかかりますけれども、少しずつでも結構ですから、整備していただければというふうに思います。

また、町長にお伺いしますが、林の中にあった垣根、ツツジですか、サツキですか、ところどころ植わっていたと思いますが、今は全く見えません。枝が伸び過ぎて太陽の光が入らず、成長しなかったと思います。枝の刈り込みが必要ではないかなというふうに思いますので、ぜひそこら辺も町長にお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○黒田重利議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

園内のサツキ、ツツジ類、刈り込みをかつてしていたものが現在は樹木の成長に伴って日照が届いていないということから、枯死している現状があらうかと思っておりますけれども、確かに自然公園として管理している部分につきましては、樹勢の変化によって、植生の在り方も変わっていくのだらうと思っています。その在り方については、当初の設計思想を私は存じ上げてはいないのですけれ

ども、恐らく自然公園というふうに位置づけたところについては、そういった変化も当初想定しながらのことであったのではないかなと思っています。一概に日照確保のために樹木の枝下ろしがいいかどうかについては、また樹形を保つ剪定の仕方と、それから自然樹形、そのままの形を維持するものと2通りあると思いますので、そういったことも委託を受けている業者であるとか、必要があれば専門家のアドバイスを受けながら、適正な管理を行っていくべきかなというふうに思っております。

以上でございます。

○黒田重利議長 原義裕議員。

○13番 原 義裕議員 確かにカシノキであっても何の木であっても成長して、だんだん、だんだん枝が伸びてくる。そうすると、そういうふうには成長しないもの、雑草が生えないということもありますけれども、それは40年前にある程度想定ができて、公園を造っていくのかなというふうに思っていますので、もっと町の財政を有効に使えるように、何十年も先のことも考えながらこういうものをつくっていただければというふうに思います。

それから、昨年5月でしたっけ、公園内のトイレ付近に自動販売機を設置していると思います。この販売機については鶉新田の管理だそうです、設置してから約9か月ぐらいになりますが、約64万円ぐらい売れているそうです。公園駐車場に3台ありますが、これは商工会管理の自動販売機2台で、令和4年度で128万8,120円が販売されたようです。あとの1台は町の管理だそうです。今年度4月から1月までの10か月間、約62万8,000円ぐらい売れているようです。これについてはちょっと数字的には調べましたので、これでお願ひしたいと思います。

このように多々良沼公園の来場者、利用者が多くて、先ほどちょっと触れましたが、群馬県の観光物産国際協会の調査によって細かく言いますと、先ほど課長のほうからも話がありましたけれども、コロナ前の2019年では4万6,649人来場したと。それで、2022年度は5万1,625人、コロナ禍であっても散歩していると。この多々良沼周辺に滞在する人が非常に増えているようです。したがって、この場所については今現在管理棟はないのですが、管理棟を設置して、役場の前の管理棟みたいに管理者を委託し、公園管理やごみ等の収集を考える必要があるのではないかなというふうに思います。町長、どのように考えるのか、お聞きしたいと思います。

○黒田重利議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

議員のほうから、多々良沼公園に現在ない管理棟を設置して、管理人を常駐させてはというようなご提案だと思いますけれども、現在邑楽町の管理しています公園につきましては、役場の裏の多目的広場にあります管理棟、あそこを拠点として、そこから町内の全体の公園の管理をしていただくような、そういったやり方、集中管理のやり方でしています。仮に多々良沼公園に建設する場合に

は、その建設費だけでなく、そこに常駐させるための人件費、その管理人にどういった業務をさせるのか。今現在は、先ほどの質疑の中で約500万円の年間の管理費をかけていると申し上げましたけれども、1人置いてもそれに近い金額の人件費をかけていかななくてはなりません。当然そのかけるコストに見合った効果、ベネフィットは何が得られるか、ここの視点が必要になると思います。地元の鶉新田においても弁財天というものがありますが、あそこをもう少し地区としても活用していきたいような意向を持っているということは役員のほうからもこれまでもお聞きしていることもございます。そうしたことから、今後の多々良沼公園の在り方については、また適切な時期を見て、どういったふうにリニューアルをしていくのか。その中にもしかすると管理棟、あるいはそこはかつて鶉古城といったようなところでもありましたので、そういった歴史的な資源を活用する意味も含めて、先ほどの噴水もそうですけれども、全体の見直しの時期がいずれ必要なのだろうと思っています。それがもう40年経過しているのだから、今ではないかというようなこともあろうかと思いますが、議員もご承知のとおり、令和6年度、令和7年度については石打の町営住宅の建設もあり、さらに福祉センターの改修等も今後にも必要が迫られている時期であります。

現在物価高騰によって、その建設費も膨大に跳ね上がっているような状況もあります。加えて、邑楽町も極めて財政が硬直化していて、こういった投資的な経費に回せる部分が極めて限られている、そういった状況もございますので、全体のそういった財政のバランス等も見ながら、この多々良沼公園のリニューアル、見直しについて、また議論を深めていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○黒田重利議長 原義裕議員。

○13番 原 義裕議員 確かに町長が言うように、コロナがあったり、景気があまり上向いていないという部分があるのですが、例えば先ほど言ったように、役場前については委託をして、身体障害者の施設に貸出ししていると思います。それと、ガバ沼の管理についても身体障害者の施設に貸出しをして、管理費を幾らか払っているのでしょうかけれども、そのところにもお願いしていると。邑楽町は、そういうふうに身体障害者の施設というのも非常に多くなっているのです。ですから、そういう施設に活用して管理等々ができるようにすれば、ある程度経費が内場で済むのかなというふうに思っております。

ぜひこの公園につきましても、今言った管理棟は役場で造らなくてはならないかもしれませんがけれども、日常の人件費等々についてはそういう施設に依頼をして、なるべく公園の、先ほどの猫の管理もそうだし、また駐車場等々のごみの管理もそうですし、そういうところをうまくやっていけば、ますますこの多々良沼公園が皆さんに愛されて活用されていくのではないかなというふうに思います。ぜひそのような考え方を持っていただければと思います。やはりこの公園は、散歩する方や野鳥等を観察して写真を撮っている町外の観光客が多いのです。これからもまた健康に心がけて、

健康増進に心がける人たちも多くなっています。

ぜひとも呂楽町を過ごしやすく、また住みよい町にしていこうというふうには私は思います。ぜひこれを進めていただいて、呂楽町全体を住みやすい呂楽町にしていいただければというふうに思います。呂楽町については、ほかの町に比べてもやはり若いし、活気のある町でもございますので、そのように考えていただければいいかなと。町民の皆さんも、そういうふうに向き合いな考え方を持っている方が非常に多いです。ぜひその人たちのためにも頑張っていいただければというふうに思います。

ちょっと時間が早いのですが、以上で私の一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○黒田重利議長 暫時休憩いたします。

〔午前 11時48分 休憩〕

○黒田重利議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 1時00分 再開〕

◇ 松 島 茂 喜 議 員

○黒田重利議長 11番、松島茂喜議員。

〔11番 松島茂喜議員登壇〕

○11番 松島茂喜議員 皆さん、改めましてこんにちは。議席番号11番、松島でございます。今回の私の一般質問は、児童生徒の不登校についてということで1時間、時間をいただきました。

先日この質問に先立ちまして、藤江教育長のほうに今回また一般質問でお世話になりますけれども、よろしく願いますということでご挨拶に行きましたところ、大変お世話になりましたということで、まだ終わっていないので、まだですよ、これからなのですよというお話をしたのですが、ご挨拶の段階でちょっとかみ合わない点がありましたけれども、この質問の答弁につきましてはぜひかみ合った答弁をお願いしたいというふうに思いますし、また私の質問の仕方が至らないところもあったりして、十分な答弁がいただけない場合もあるかもしれませんが、そういった場合におかれましては、また同じような質問を繰り返すこともあるかと思いますけれども、その辺はご容赦願いたいなというふうに思います。

それでは、早速でございますけれども、質問に入らせていただきますが、まずはこの児童生徒の不登校についてなのですが、現状について何点か伺いをしたいと思います。文部科学省の不登校の定義として、何らかの心理的、それから情緒的、それから身体的、あるいは社会的要因、背景により登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるために、年30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いた者ということが定義になっているわけですが、これはあく

までも文部科学省が発表している不登校の定義であります。この不登校についての考え方というのは人それぞれ、様々な考え方があるのではないかと。もちろんその年代においても、私の年代、それから教育長の年代の方は、また違った考え方をお持ちかもしれません。教育長として個人的ではなく、やはり教育長としての立場、邑楽町の教育行政のトップとしての立場として、この不登校に対する見解を教育長はどのようにその見解をお持ちなのか、まずはお尋ねしたいと思います。

○黒田重利議長 藤江教育長。

〔藤江利久教育長登壇〕

○藤江利久教育長 失礼します。今回の質問について、不登校ということで取り上げていただき、また学校の実情も分かると思いますので、いい質問であるかなというふうに思っております。

不登校というと、学校に行きたくない、学校は自分の居場所ではないというふうに考える子どもたちが非常にここに大変多くなっているというのは本当に事実でございます。長く学校を休むこと、それから継続的に休むことというイメージが持たれると思いますけれども、かつては非常に問題視されたこともありますけれども、今は本当に子どもたちの内面、それからいろんな状態が重なって、学校に居場所がないというふうに感じている子どもたちが大変多くなっているというのは事実であります。したがって、その手だてにつきましては、今後話合いの中で出てくると思いますけれども、非常に危惧しているということで、私の不登校に対する考えはそういうことでございます。

○黒田重利議長 松島茂喜議員。

○11番 松島茂喜議員 今教育長おっしゃいましたが、学校が児童生徒にとって自分の居場所ではないと感じるようになってきている方が多くなってきた。その要因等はもちろんあるわけですが、単に不登校と申し上げましても、100人不登校の児童生徒がいらっしゃれば、これは100通りあるということで、その要因についてはここで議論する余地がないというか、時間もありません。ですから、急増している、また増えているというご答弁の中にそういったお言葉もございました。果たしてどれだけ増えているのか、その要因について、まずは電子黒板に映しますので、その資料を御覧いただいて、それで私がそれについて説明しますので、その後、これは当然増加傾向にあるということですが、結論から申し上げれば。果たして増加している、急増している要因はどこにあるのか、その点について教育長にお伺いをしたいと思います。

電子黒板を御覧いただきたいと思います。今発信をさせていただきましたが、邑楽町の小学校、中学校における不登校者数の推移ということで、平成30年度から令和4年度までを表とグラフに表したものです。これを見ますと、小学校も当然これ増加傾向にあるのですけれども、特に中学校におきましては、令和2年度からやはり急増しているという状況です。令和3年度と令和4年度を比較しますと、若干であります、減少にはなっていますが、これでもかなり高い水準かということです。令和4年度の中学生では37名、小学生が8名ということで、合計が45名という数字になっています。右側の表とグラフですが、これは構成率を算出したものです。これを見れば一目瞭然です。

けれども、やはり中学校においては、令和4年度ですと、今丸をつけましたが、5.64%という数字になっています。今30人学級程度でしょうから、計算しますと100人に約6人ということなので、50人だと3人、30人ですから、1クラスに確実に1人ないし2人はいるだろうという数字になるのかなということです。やはりこれだけ急増しているということです。

全国では、令和4年度では約30万人の児童生徒が不登校状態にあるということで、文部科学省のほうから発表もありました。1年前の令和3年度においてはたしか約22万人程度ですから、1年間で全国的にはかなり急増したということなのかなというふうに思います。果たして急増した背景にはどういった要因があるのか。その点について、先ほども申し上げましたけれども、様々な見解はあると思いますが、教育長はその要因についてどのようにお考えなのでしょうか、お伺いをしたいと思います。

○黒田重利議長 藤江教育長。

〔藤江利久教育長登壇〕

○藤江利久教育長 お答えします。

不登校に関しましては、邑楽町に特徴的な増加や要因があるわけではございません。全校の傾向ということになりますけれども、まずコロナ禍において、不登校者数の増加が目立っておりまして、不安、不安定というキーワードが要因に潜んでおります。本人も何だかよく分からないけれどもという不安、学習への不安、そして家庭に関わる不安、それから友人関係の不安、様々な不安が子どもたちの心に負担をかけている様子がうかがえます。ゲームや動画視聴などにより生活のリズムが崩れることに起因し、朝起きることが難しくなり、体への負担から心の不安定を招くケースも見受けられると思います。

以上でございます。

○黒田重利議長 松島茂喜議員。

○11番 松島茂喜議員 私の思い描いたとおりのご答弁をいただきました。

恐らくコロナ禍というキーワードが出てくるのではないかとということで、私もそれは想定をしておりましたが、ただコロナ禍になる前から、これは不登校児に関しては緩やかではありましたが、当然増えている傾向があったということです。教育長おっしゃったように、そのコロナ禍が要因となって、生徒たちがその不安を抱えている、そういった状況に置かれているというようなお話でしたけれども、実際にはそういった聞き取りを不登校の子たちからして、学校現場においてもそれだけ詳細な調査を行って、確実にコロナ禍が要因として不登校になったという数を把握しておられるのでしょうか。あくまでも教育長もその辺は恐らく推測も含めておっしゃったのかなと思うのです。それは、急増している要因は、コロナが起因するものだけではなくて、恐らくほかにもあると思います。不登校の傾向にある子どもたちも当然ここに挙げさせていただいた数字以外にもかなりの数がいらっしゃいます。そういうもともと不登校傾向にあった子どもたちに何らかの原因が

そこに重なって、実際に文部科学省が定義としている不登校に至ってしまったと、恐らくそういった子どもたちも相当数いらっしゃると思うのです。

そういう細かいところの調査というか、学校現場ではなくて、それからもちろん教育委員会が中心になって、私はその点については協議をするべきだと思っていますし、今回の質問も私の立場からすると、教育委員会が果たしてこの不登校という問題と言っているのかどうか、ふさわしいか、今分かりませんが、児童生徒の不登校についてどれだけ真剣に議論をし、そしてその議論した結果をどう反映させ、そして改善に向けて動いているのかということを当然保護者のみならず、全町民の方々に知らせていただけるような情報提供を行ってきたのか、そういったところには私は多少疑問点を抱いております。これは、この後にその点についてお話をしたいとは思っていますけれども、いろいろな不登校や不登校気味、不登校傾向に子どもが陥ったときに、当然保護者もそれは不安を抱え、いろいろなところでこれは相談をするという形になろうかと思えます。

私が、令和5年12月議会で教員の多忙化について一般質問させていただいた際に、松崎課長のほうから挙げていただいた相談件数、学校、教育委員会、それから教育相談事業、全て合わせて、不登校に限らず、いろんな教育相談が寄せられているということで、その合計数が515件ということでありました。この515件のうちに不登校に関してあった相談、これが何件ぐらいあったのか、その点について把握をしたいので、お示しをいただきたいと思えます。

○黒田重利議長 松崎学校教育課長。

〔松崎澄子学校教育課長登壇〕

○松崎澄子学校教育課長 お答えいたします。

令和4年度に学校や教育委員会などに寄せられた苦情や相談、延べ515件のうち、不登校に関するものは426件、割合にしますと約83%でございます。

以上でございます。

○黒田重利議長 松島茂喜議員。

○11番 松島茂喜議員 私も、この数字は初めてここで今お示しをいただいて知った数字だったので、非常にこれ予想より多かったのかなというのが私の感じたところです。約83%、その大多数がやはり不登校に関しての相談だったということ。もちろんこの表にあるとおり、急増している数値からすれば、これは比例するのかなというふうには思いますが、これだけ多くの保護者、もしかしたら子どもが直接ということもあったかもしれませんが、かなりこの問題は看過できないような状況になってきているのだというふうに裏づけられたのかなというふうに思います。

ここで、もう一つ資料を提示させていただきますが、今発信をいたしました、これが教育相談事業に関してだけですが、この相談件数の推移を表した表とグラフになりますが、この教育相談事業の中で対応している手段として電話、それから来室、それから訪問ということで、大きく3種類あるわけです。これを見る限り、平成30年度におきましては電話相談が1,035件です。では、直近

の令和4年度はというと101件、10分の1になっているということです。これちょっと異常ですけども、1,035件。平成30年度の訪問相談というのは1件しかなかったわけです。これが、令和4年になると48件まで増えたということです。これ構成率計算しておりませんが、相当な数です。全体で約190件あって、そのうちの48件ということですから、約4分の1ぐらいの数字は訪問になっているということです。電話の相談である程度対応できたものが、訪問をしなければならないという状況にまで陥っているという言い方がふさわしいかどうか分かりませんが、そういった状況になっている部分もあるのかなと思います。

これ全部がもちろん不登校に起因したものかといえば、それは分かりませんが、先ほど課長から挙げられた数字が83%ということですから、この190件という令和4年度の合計数に単純に83%を掛ければ、おのずと平均値として不登校に関しての相談だったのかなということで推測はつくのかなというふうに思います。そうすると、約150件程度はあったのかなと、そんな感じです。これは、ちょっと相談の内容というか、形態自体もこの5年間で大きく変わってきているということなのかなと、それを数値で表したものです。

それから、右側になります。これは適応指導教室です。今現在は適応指導教室という名前がそもそもあまりふさわしくないのではないかなというような兆候にありまして、今邑楽町はふれあい教室と言われているようですが、ここに通室をしている子どもの生徒児童の数ですが、これもグラフを見ていただければ分かりますとおり、増加傾向にあるということです。令和4年度では、7名が今通室をしているということなのです。ここの不登校になっている児童生徒が新たな居場所として幾つかの選択肢が与えられている時代になりました。フリースクールもあれば、このふれあい教室もあります。今は、いろいろなICT機器が進んでいて、リモートでの授業だとか、そういったことももちろん行われるようになってきて、環境的には随分改善されてきた部分もありますが、このフリースクールや、そしてこのふれあい教室、またその他民間事業者、もしかしたらあるかもしれませんけれども、令和4年度の不登校者数が先ほど記した資料ですと45名、小中学校でいらっしゃいましたが、この45名のうち、今お示しをさせていただきましたふれあい教室、それからフリースクール、これを利用した児童生徒はそれぞれ何名ぐらいいらっしゃるのか。その辺も通告してありますので、数字をいただければというふうに思います。

○黒田重利議長 松崎学校教育課長。

〔松崎澄子学校教育課長登壇〕

○松崎澄子学校教育課長 お答えいたします。

令和4年度におけるふれあい教室の利用は、先ほど議員が示されたとおり7名、フリースクールの利用は3名ございました。

以上でございます。

○黒田重利議長 松島茂喜議員。

○11番 松島茂喜議員 フリースクール利用3名、それからふれあい教室7名ということで、合計して10名ということです。45名いらっしゃるうちの10名はそういった新たな居場所ということで、そこに通っていらっしゃるって、そこでの対応をしていただいているということなのでしょうけれども、差し引くところ35名の児童生徒についてはそれ以外の状況かなというふうに思います。それも様々だと思います。その状況というのは、その一人一人、その35名に対しては、それぞれの学校や教育委員会ではどんな状況にいるかということは把握されているのでしょうか。把握されているのかいないか、それだけ、まずはお答えいただきたいと思います。すみません。

○黒田重利議長 松崎学校教育課長。

〔松崎澄子学校教育課長登壇〕

○松崎澄子学校教育課長 お答えいたします。

家庭訪問や学校からの電話により状況を把握しております。

以上でございます。

○黒田重利議長 松島茂喜議員。

○11番 松島茂喜議員 家庭訪問や電話連絡、当然そういう手段になろうかと思えますけれども、そういう手段を取って、残りの35名の児童生徒に対してはそれなりの対応を行ってきたということなのでしょうけれども、冒頭にも申し上げましたけれども、不登校になる理由というのは、要因というのは人様々で、100人いれば100通り、35名ということで、今の数字を前提にすれば35通りあるということです。きめ細かく、それぞれのお子さんの状況を一人一人、担任が中心になろうと思えますけれども、学校が把握をしていること。それを当然教育委員会にも報告を上げ、教育委員会のほうとすると、そのデータを基にどんな対策を打つべきかという、そういった議論をされているとは思いますが、その点についてはどんな対応を取っているのでしょうか。

○黒田重利議長 藤江教育長。

〔藤江利久教育長登壇〕

○藤江利久教育長 この対応する児童につきまして、学校全休という子もいますけれども、その方につきましては学級担任の電話、あるいは家庭訪問等で極力面接というか、面談をできるようにしております。

それから、その45人の中には、学校には来れる子も場合によったらたくさん出てくるということもあります。そういった場合、今度その子どもたちが一番困るのは教室に行けないのです。そうすることで、学校では相談室登校もオーケー。それから、養護、保健室登校も相談に乗る。また、学習室も設けておりまして、学習ができるような環境もつくっております。ただ、一斉にその子どもたちが集まる場所というのはなかなか認められませんので、学習室におきましては個別に区切って、お互いの顔が見れないような配慮もしております。最終的には教室に入れという指導もかつてはやっておりましたが、今はそうではありませんので、とにかく子どもたちが家から学校という

か、外に出るような形をどうにかやっているということで進めております。

また、先ほど7名の適応指導教室に通っている子どもたちがいますということですが、彼らは毎日そこへ通ってくるわけではありませので、時間が取れたときに来て、学習するという形なので、断続的な学習ができるということがなかなかできないので、その辺は困っている状態が起こっております。

以上です。

○黒田重利議長 松島茂喜議員。

○11番 松島茂喜議員 私がお尋ねしたのは、当然学校によって不登校の生徒児童数違いますし、その要因も様々です。当然それを最初に把握するのは学校現場ということで、それは理解できるので、当然それが教育委員会というところに集約され、そして教育委員会がその集約されたデータを基にどういった学校に対しての指導を行っていくのかというところを、どんな場で、どういった議論をされているのかというお尋ねをさせていただきました。その点についてもう一度ご答弁いただけるといいのですけれども、その辺のカリキュラムというか、流れ、プロセスといいましょうか、その辺が私はどうしても知りたいのです。

やはり学校現場に投げていて、言い方悪いですが、それぞれの学校で対応していただいているということではいけないのかなと。それでは、教育委員会が置かれている意味もありませんし、では役割も何なのかということになってしまいますので、その点教育長として当然長年その席にお座りになってきておりますので、経験も豊富ということで、その辺は簡潔明瞭にご答弁いただけると思いますので、よろしくお願いします。

○黒田重利議長 藤江教育長。

〔藤江利久教育長登壇〕

○藤江利久教育長 学校からの情報といいますのは、毎月指導主事宛てにこちらに届いております。

一人一人についてどんな指導したかということも私のほうでは読まさせてもらっております。中には問題のある、手だてがちょっと足りないのではないかなということがありますので、それは校長会等を通じて話をしております。

それから、教育委員会の中では、これは議事録に残す内容にはなりませんので、外して、教育委員会の委員には情報を伝えております。また、教育委員の中には、それぞれ関係のあるような記事を毎回用意して、こういうような手だてでやったらこうなったというような記事をもらって、そういう内容について話し合いもしたりしております。なかなかいい方法がなくて、一人一人の対応が難しいのでありますけれども、子どもたちが意欲を持つような対応をどうにか考えてあげて、学校に提案するということがあります。

○黒田重利議長 松島茂喜議員。

○11番 松島茂喜議員 教育委員会の議事録、会議録、これも私読ませていただきました。議題にも

ないということなので、そもそも今教育長がおっしゃったような公開すべきではない内容だとしても、この不登校の児童生徒について、教育委員会として議論をしたという経過であれば、当然次第にも残っていてしかるべきだというふうに私は思います。次第だけだったら、別に当たり障りないではないですか。それに関しましても全く記述がないということなので、これはいかななものかなと思って、私も疑問を抱いて、今回の質問に至った経過もあります。

話し合いをするということは、それは必要なかもしれませんが、その結果をこの問題に対してどう生かしていくのか、反映させていくのか。先ほど教育長の答弁の中にもありましたが、なかなかよい方法がない、これで片づけてしまうのでは、前には一つも進みませんよ。時代とともに、これは当然この不登校に対しての考え方や不登校になる児童生徒の環境、様々な変化があって、それに対応していくために、もちろん教育委員会が置かれているという私は認識です。まさに町行政の要として置かれているのが町教育委員会です。

そこで、やはりこの大きな課題とされている不登校児童生徒のことについては、真剣に教育委員会中心に議論して、どういった町教育委員会として対策を立てていくのか、どういった取組をしているかなければならないのかということについては本当に真剣に議論していただきたいのです。やはり子どもは町の宝ですから。将来の邑楽町を担う大切な貴重な宝です。この子たちがよりよい環境で学ぶことができ、健やかに成長していくことを町民皆さんが願っていることだというふうに思います。そういったことに鑑みれば、何度も申し上げて申し訳ないですが、町の教育委員会というのは非常に重要な組織、要であります。

そこで、私のほうから幾つか、これは提案をさせていく形になろうかと思いますが、一つはこの不登校の対策のマニュアル、ガイドライン、こういったものというのは群馬県レベルですとか文部科学省、国のほうでは、これは示してきていますが、やはりこれは市町村単位、小さい単位の中でそれぞれ置かれている状況がみんな違いますので、当然邑楽町は邑楽町の現状に合った、そういったマニュアルをつくる必要があるのではないかと。マニュアルを集めたものがガイドラインとして作成させているところが多いようではありますが。

1つ例を挙げさせていただきますけれども、電子黒板を御覧いただきたいのですが、これは東京都の板橋区というところが、教育委員会の事務局が作成した令和5年4月に作成した不登校対応ガイドラインというものです。私も幾つかネット上の情報ですが、こういったものを作成している自治体のガイドラインを読まさせていただいた中で、非常に分かりやすかったのがここだったので、これをちょっと参考までに電子黒板のほうに表示させていただいておりますが、この目次をざっと見ますと、この不登校対応の方針や学校の具体的な対応策、それから第3章のところに板橋区における対策ということで、やはり板橋区は板橋区なりにその実情に合った対策をつくって、ここにマニュアル化しているということなのでしょう。こういったことを一つ一つ検証して、ある程度のデータが集まらないともちろんつくれないことなのですが、これは大変な作業かと思う

のですが、やはりこれは教育委員会が中心となって作成するものであるというふうに思います。

現状邑楽は、私が探したところないということだと思いますので、こういったものを教職員向けであろうと、保護者向けであろうと、当然これはいろいろな立場の方々に対応したこのガイドラインをまずは私は作成していただきたいというふうに考えておりますけれども、その点については教育長はどのようなお考えでしょうか。

○黒田重利議長 藤江教育長。

〔藤江利久教育長登壇〕

○藤江利久教育長 参考になる板橋区のマニュアル、検討させていただきたいと思います。

○黒田重利議長 松島茂喜議員。

○11番 松島茂喜議員 昔から検討するというのはやらないというふうに聞こえるというようなことをおっしゃった議員もいらっしゃいましたけれども、いずれにいたしましても一つの参考です。これを何が何でもやりなさいというようなお話ではありません。当然その、先ほども言いましたけれども、自治体によって置かれている状況が違います。こういったものを作成しなければならないような状況に今現在至っているという認識があれば、当然そういった認識に基づいて作成していただく必要があるのかなというふうに思います。これはあくまでも一例ですけれども。

特に保護者におかれましては、自分の子どもが突然不登校になって、どこに相談していいのか、何したらいいのか、初めての経験だと特に分からない親御さんもいらっしゃるのかな、そういった親子が取り残されていってしまうというのは、これはちょっと悲しい現実ということでもありますし、私からすれば教育委員会は何をやっているのだということになってしまうので、その点はひとつそういった部分についての一助にもなればというふうに考えておりますので、積極的に検討をしていただければというふうに思います。

幾つか議論しているうちに、これは課題等も見えてきたのかなというところです。私から提案させていただいたこともそうですし、ちょっと苦言を申し上げましたけれども、要となる教育委員会が果たしてどんな議論を行い、それをどうその対策に反映させ、それが効果として現れているかというところの検証も含めてお話をさせていただいてきました。残りが20分足らずとなりましたので、この辺から本題に入りたいのですけれども、こういった現状、邑楽町の今のこの現状を踏まえて、これは教育委員会として、課題としてどういった課題を捉えているのか、その辺ちょっと一旦整理させていただきたいと思っておりますので、その部分についてお尋ねをしたいと思います。

○黒田重利議長 藤江教育長。

〔藤江利久教育長登壇〕

○藤江利久教育長 まず、クリアすべき要因は個々によってまちまちであり、そういう意味ではなくさんの広範囲な課題があることになります。

全国的な話になりますけれども、不登校の状態にある場合を抱えている不安には複数の要因が重

なっていたり、本人にも理由がよく分からない傾向も見受けられます。要因を特定したり、それを一つ一つ取り除くことが容易ではない状況にあるという課題がございます。また、将来の社会的自立につながる支援が求められますが、学校と家庭、町教育委員会だけで何とかしようとするのではなく、必要に応じて関連機関の専門性を頼りに、いかにしっかり連携できるかも課題です。この要因を一つ一つ取り除くと、関連機関に適切につながれると、共感、共通になる、さらなる課題として児童生徒の困り感の正体は何なのかをきちんと見極めることがあります。

これまでに挙げた課題は、どのケースにも共通する基本的なものと考えます。そして、これらの課題をクリアしていくためには、一人一人について、本人やその家庭とじっくり向き合い、慌てず焦らず時間をかけて丁寧に理由を探る過程を経ることが必要となります。このような対応を全員に対して根気よく丁寧に寄り添いながら、しかも的確に行うには時間と人が必要でありますので、これもまた課題の一つとなります。

以上のことから、不登校やその未然防止に向け、丁寧な対応のために使える時間を増やすことが、多方面につながる町教育委員会の課題の一つと捉え、教職員の働き方改革を通して、子どもたちとしっかり向き合える時間、子どもたちのために使える時間をつくり出し、増やせるよう、着々と推進しているところでございます。

以上でございます。

○黒田重利議長 松島茂喜議員。

○11番 松島茂喜議員 松崎課長におかれましては、教育長が今読み上げました答弁書を書くのは大変だったのかなと思って、今聞いていたのですが、非常にありきたりのご答弁というか、そんな感じなのかなというふうに、私はそんな感想を受けたのですけれども、そういったご答弁の中にもちよっとありましたけれども、不登校の未然防止というようなことがございました。当然それが一番これからの課題になっているということでしたが、私もその部分については共感しております。できる限り不登校傾向にある子どもたちを早期に発見し、適切な対策を打って行って、完全に不登校になることを防いでいく。そういった手だてをやはり教育委員会として、またそのほかの会議においてもこれは協議していく必要性というのはあるのかなというふうに思います。

先ほど来申し上げておりますが、そういった協議の場というのは限られているのかなと。いじめ防止のことについても協議会等あるようですが、それはまた不登校と完全にリンクする話でありませんので、それは別だと思いますが、教育委員会の会議、それから総合教育会議、年に1回程度しか行っておりませんけれども、そういった場で有識者の方、担当職員、学校現場の方を含めてなのでしょうけれども、そこでこの問題について協議をしていくということになろうかと思います。そして、未然に防止をするためには何をすべきか。そういった研修だとか、そういったところを行っている機関として教育研究所というものもあります。

教育研究所なのですけれども、その教育研究所の役割は、たしかさきの神山議員のご質問のとき

に、松崎課長がお答えになっておりましたので、皆さんご理解はされているのかなと思うのですが、ここの中に置かれている特別活動推進研究班という1つの班があります。そこが、この児童生徒の不登校を未然に防ぐための方策を見つけるために、様々な研修をやったりとかしているということであります。それは、総合教育会議の議事録を読めば、その中に文面が幾つも出てきておりますので、それを少しだけ読み上げますが、令和3年3月25日に開催したその総合教育会議の中では、特別活動の研究班を立ち上げるに当たって、簡単な説明が課長のほうからございました。これによりますと、やはり邑楽町の課題として、登校渋りや不登校の増加傾向が見られるため、よりよい人間関係づくりの構築を目指して、いじめや不登校の未然防止につなげていくためにこの研究班を置くというような説明でございました。そして、1年後の令和4年3月、ここではこの教育研究所の研究内容の充実と教職員研修の充実について、子どもたちのよりよい人間関係づくりの構築と自己有用感の育成を目指して、いじめや不登校の未然防止につながる研究、研修を実施いたしますということで、実際に研修を実施するというふうにおっしゃっています。

そして、直近ですが、令和5年3月28日では、教職員の指導力向上及び子どもたちのよりよい人間関係づくりの構築と自己有用感の育成を目指して、学力向上やいじめ、不登校の未然防止につながる研究、研修を実施いたしますと。先ほどの令和4年の1年前の文言とほぼ一緒です。研修を実施したのは、それでしたのでしょうけれども、研修の結果、内容、そこで得たもの、そういったものをこれは先ほども申し上げましたけれども、今度対策に生かしていかなければならないということです。せっかく研究班の方々が研修されても、そこでしたというだけで終わってしまっているのでは一つも前に進みません。果たしてこの研修の成果としてもたらされた未然防止策というのはどんなものがあったのでしょうか。その点についてお伺いをしたいと思います。

○黒田重利議長 藤江教育長。

〔藤江利久教育長登壇〕

○藤江利久教育長 お答えします。

不登校を未然に防ぐためには、学校に一人一人の居場所があることが大切であると思います。これは、学校に普通に來れる人が、自分は学校には居場所があるというのが本当大事かなというふうに思います。未然に防ぐというのが完全にできれば、不登校についてはなくなるとは思いますけれども、なかなかそうはいかないのであります。特別活動推進班の研究につきましては、学級会というのがメインになりますけれども、子どもたちが自由に発言したり、または人の意見を尊重したり、そういうところが自分はこのクラスの中で活動できているという満足感を与えてくれるような学級会の運営ができれば一番いいということでございます。

教育委員会、私の仕事としては、それを運営する先生ですが、先生の指導がしっかりできるのが一番いいのですが、この3月で去ってしまう先生もたくさんおりますので、その辺をカバーできるようにすばらしい先生を引き入れなければいけないというのがやっぱり一つ課題かなという

ふうに思っております。それがしっかりできれば、未然防止のほうも効果を発するのではないかなというふうに思っております。

それから、話し合いを進める中で、相手の考えを否定せず、意見の違いを、多様な考えを大切にすること、それから2つ目は様々な考えを多数決によらず、折り合いをつけながら合意形成すること、こういうことを進めながら、子どもたちが一人一人、その居場所が自分にはここにある、授業の中ではそういうことが言えると思います。また、中学校におきましては部活動もありますので、部活動の中でもしっかり活動できれば、子どもたちは自分の活躍の場が得られるということ。それから、コミュニケーションのほうもいっぱい取れるということで、何か悩んでいることがあれば友達と相談できる、そういう環境もつくれるのではないかなというふうに思います。

そういう未然防止を防ぐような手だてはたくさんありますけれども、町のほうの予算もいただいております、子どもたちをしっかりと見守る体制も今はつくっているということでございます。それから、またスクールカウンセラーも、これは県のほうで心配していただいて、学校に配属されております。ただ、毎日ではありませんので、そういったところで十分な時間を取っていただけるかという、なかなかそれも難しいところがありますけれども、これも学校が嫌になってしまわないようにということで、最善を尽くせるような手だてを考えているところでございます。

○黒田重利議長 松島茂喜議員。

○11番 松島茂喜議員 どの話とその未然防止につながるのかというところは、私は残念ながらちょっと理解ができなかったのですが、いずれにいたしましても優秀な人材を呼んでくること、それが今の教育長にできることだというようなお話だけは分かったのです。

しかし、幾ら優秀な人材を呼んだからといって、やはり学校現場が変わっていく、では学校現場がどういうふうに変わったらいいのか。簡単に申し上げれば、今の子どもたちが求めているような環境をつくること、そういうことだというふうに私も思います。そういった努力はされているのでしょうけれども。ただ、当然子どもたちのニーズも時代とともに変化をして、我々が子どものときとは大きく変わってきています。果たして大人たちが、私たちも含め、決めたカリキュラムに従って学習するだけというところに満足がいくかといったら、これは昔から満足はいいませんでした。押しつけられてやらされている感がありましたから。当然これはそれに反発する。そういった年頃にもなれば、そういった考え方も出てくるでしょう。そういった多感な時期もありますし、また感受性が強い子ども、そういったお子さんも今多くなっているのかなというふうには感じます。それであるならば、やはり学校現場で変えられるところは変えていく。

これも提案の一つかもしれませんが、総合と言われている授業が年間70単位あります。この中で、自主的に子どもたちがどういうことを私たちはやりたいのだということを全て子どもが決めて、子ども自身で。それで、自由にやらせてあげられる時間、こういったものも私は必要なかと思います。そういった取組をしている学校等も全国には今あるというふうにも聞いております。

「NHKスペシャル」という番組で、1月の終わり頃だったのですけれども、放送された番組がありました。これが5分間にまとめられたものがユーチューブに上がっていますので、その動画を今日見ていただきたいということで用意をさせていただきましたので、今映像を流しますが、すみません。

〔動画視聴〕

○11番 松島茂喜議員 初めての動画だったので、ちょっと不具合がありまして、大変失礼をいたしました。

いずれにいたしましても、これは韓国の事例が主に放送されておりました。国が違うので、これが全て当てはまるのかなというのと、それはどうかなと思いますが。また不具合があって、すみません。それで、いずれにいたしましても、その状況がリンクするかといえば、必ずしもそういうことではないかなというふうには思いますが、いずれにいたしましても先ほど来私も申し上げておりますが、その町、その町によって置かれている状況が違うので、その状況を的確に把握し、そしてマニュアルもそうですけれども、ガイドラインをつくっていただく。そして、少しでも不登校傾向にある段階で未然防止につなげていく。そういった作業が、まずは必要かというふうに私は思っています。

非常にこれデリケートな問題で、難しい問題ということで、特効薬というものはなかなか見つけられない現状ありますが、ただ私たち行政に携わる者がその責任において、いろいろな場で議論をしていくこと、これは逆にももちろん個人情報のところは伏せなければなりませんが、そういった議論の中身をいろんな家族の方と共有をして、そしてお答えをいただいて、アドバイスをいただいて、町教育行政に反映させていただくことは、これは必要不可欠かというふうに思っております。この不登校のことに限らず、教育現場では様々変わって、今までとは変化が激しい分野でありますので、その点については、未来の子どもたちのためにしっかりと教育委員会としてもやはり仕事をしていただきたいというのが私の感想でありました。

また、最後に藤江教育長には、本当に私が最後の一般質問させていただいたこと、非常に光栄に存じますし、今日は質問をさせていただいたことによって、藤江教育長も恐らく喜んでいただけたのかなというふうに思っておりますので、感謝を申し上げたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきたいと思います。大変ご清聴ありがとうございました。

○黒田重利議長 暫時休憩いたします。

〔午後 2時00分 休憩〕

○黒田重利議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 2時15分 再開〕

◇ 武 井 清 二 議 員

○黒田重利議長 3番、武井清二議員。

〔3番 武井清二議員登壇〕

○3番 武井清二議員 皆さん、こんにちは。議席番号3番、武井清二です。通告書に従いまして、一般質問させていただきます。

今回ですけれども、私のほうはまた行政経営について、その視点からの質問と、あとご提案という形になります。行政経営としての人件費と委託費の削減をということですが、20文字以内ということだったので、見直しも含まれています。まず最初に、資料を御覧いただきたいのですが、この表は呂楽町の一般会計の人件費と、あとは委託料の推移です。令和元年度から最後は令和6年度の当初予算まで含んで表に入っています。まず、人件費、これは一応正規職員、役場の正規職員、そして行政運営の中の会計年度任用職員、そして派遣業務委託の職員、この3種類を合わせて人件費とさせていただきました。一番上が一般職員の人件費になります。令和元年度ですと約13億215万円、令和2年度は13億2,761万円、令和3年度13億4,966万円、令和4年度13億1,797万円、令和5年度、これは3月の補正後の数字ですが、14億2,641万円、最後は令和6年度の当初予算のほうです。14億1,665万円ということで、数字は年々上がっているのです。

その下のちょっと濃い青、これが会計年度任用職員になりますけれども、令和元年度が3億5,800万円、令和2年度が4億4,650万円、令和3年度が4億6,470万円、令和4年度4億6,743万円、令和5年度5億3,435万円、令和6年度当初予算6億2,900万円。

そして、黄色が派遣業務委託の職員の人件費、これが令和元年度で4,925万円、令和2年度で6,595万円、令和3年度で8,207万円、令和4年度で8,401万円、令和5年度で1億2,344万円、令和6年度1億3,219万円と、またこれも徐々に増えてきています。もちろんその3つを足した人件費も右肩上がりなのです。

最後の緑のライン、これが委託料です。この委託料は、先ほどの派遣業務委託も含めた全委託料です。これが、令和元年度6億6,171万円、令和2年度7億8,036万円、令和3年度8億8,097万円、令和4年度8億6,451万円、令和5年度9億8,158万円、令和6年度10億2,962万円、これも委託料が年々増えております。

その次のページなのですが、先ほどの数字をもっと見やすくしました。グラフにしました。左の数字は、最後1,000円ですので、さっきと同じ数字なのですが、一番上のラインが人件費の合計です。増えています。見たとおり分かると思います。全てがこうやって今増え続けています。

その次のページ、これも分かりやすいのですが、先ほどの委託料、これも増えています。この6年で伸びが結構あります。行政経営ですから、企業で言えば売上げ、行政で言えば収入として、町の収入をいかに増やすかというところはもちろん重要です。そして、住民の方々にどんなサービスを提供していくか、これも重要です。ですが、内部のこういった、それを運営する上での経費が徐

々に上がっているということは、収入も増え続けなければ財政を圧迫していくのです。ということは利益が減る。経営的にはあまりよくないわけです。ですので、今回の一般質問はこのところを、ちょっと内部的な経費、主に人件費、それから委託料、これについて質問と提案をさせていただきます。

まず、この人件費と委託料がこんなに増え続けている背景を担当課長のほうにお聞きしたいと思います。

○黒田重利議長 松崎総務課長。

〔松崎嘉雄総務課長登壇〕

○松崎嘉雄総務課長 お答えします。

まず、人件費が増加している、この原因ということですが、令和5年第4回定例会におきまして、人事院勧告等に準拠いたしまして職員の給与改定に必要な条例の改正、こちらを行わせていただきました。その中で行政職の給料表、こちらを改めております。期末勤勉手当の支給割合もこの中で改めさせていただきました。また、邑楽町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、こちらの一部改正も行っております。その中で、会計年度任用職員への勤勉手当、こちらが新たに支給できるようになりました。これらの案件についてお認めをいただきました。大変ありがとうございました。このことによりまして、人件費増加ということになっております。

以上です。

○黒田重利議長 齊藤財政課長。

〔齊藤順一財政課長登壇〕

○齊藤順一財政課長 お答えいたします。

委託料につきまして、令和元年度決算金額から令和6年度当初予算案の金額までの推移を見ますと、清掃、植栽管理、道路等の修繕、公園の管理、収集運搬等の種類の業務が年々増加しております。特に令和5年度、令和6年度は燃料価格、物価の高騰等により大きく増加しております。健康に関する業務、健康診断や予防接種などの種類の業務もやや大きく増加しております。派遣業務についても年々増加しております。保育士等の派遣が増加しているためでございます。保育士等の職員の産休や退職などによる減少、見守りが必要な幼児が増加していること、保育士等の会計年度任用職員を採用したくても、応募が少ないために必要な人数の採用ができない状態であることなどのためでございます。

電算システムの導入、改修、保守等の業務は、新たなシステムの導入などがあるときなどは特に大きく増加しておりますが、増加傾向と思われます。こちらも令和5年度、令和6年度の増加は大きく国が進める住民基本台帳システムの標準化や情報系システムの更新などにより増額しております。電話交換、通知書等の作成、指定管理、管理運営などの事務処理の種類の業務についてもほぼ年々増加しており、令和6年度はやや大きく増加しております。老人福祉、介護予防、障害福祉、

障害者の支援、福祉医療等に関する事業等に関わる業務についても年々少しずつ増加しております。

令和元年度から令和6年度まで委託料が増加していることについては、令和5年度、令和6年度はエネルギー価格等の物価の高騰等の影響もございます。昭和60年度頃から行政改革に取り組み、職員を減少等させてきましたが、その間業務が減少してきたわけではなく、業務は増大しております。また、職員に業務を行わせるより、委託したほうが効率よく、コストも低く抑えられ、時間的にも早く処理することができ、専門性の高い業務ではよりよい品質、よりよい提案や改良などを得ることができるなどの利点があり、増加していると考えられます。

以上でございます。

○黒田重利議長 武井清二議員。

○3番 武井清二議員 業務の種類、あと様々な外部的要因、あと物価高、職員の給料、報酬が上がった、いろいろな要因でこれが上がっているということですが、行政経営的にはやはり固定費が増え続けると危ないです。

このままいってしまうと、またいろんな要因で上がってしまう。その辺をもう一度見直すべきところがある。あとは、工夫しなければいけないところがある。古いままのやり方でやってきているところをもう一度見直して、新しい組織をつくるなど、いろいろ対策をしていかないと、このままですと外部的要因でどんどん増え続けてしまうので、今回橋本町長、新しく町のトップとしてやられておりますが、この辺の経費の削減のところはどうお考えになられているのか。この現状をどうお考えになられて、今後の方針などをお聞きしたいと思います。

○黒田重利議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

金額だけ見ますと、特に令和5年度、令和6年度当初予算につきましては人件費、それから委託費も増大を見せております。その要因については、先ほど担当課長2人から述べたとおりでありますけれども、基本的にインフレ基調の現在において、人件費と、それからそれに連動して委託費を増加することは当然のことであるというふうに考えています。様々な物価が上がっていて、民間も、国を挙げて賃金の上昇を叫んでいるところであって、そのことによって物価のインフレが先行しているものを、賃金を追いつかせようと今言っているところですから、公務員も民間の企業の基本的には50人以上の規模の企業の平均を取ったところで給料を定めておりますので、それに連動しているという結果だと思っております。

しかしながら、議員ご指摘のように、この固定費が上がり続けるということは、つまり行政に置き換えますと、経常収支比率が高止まりしているということになって、投資的な経費が回すことができない、そういうことになるわけです。ただ、これ今歳出の部分だけで見ておりますので、この歳出が増加するのと併せて、事業を実施する際にはいわゆる特定財源、国からの補助、交付金、あ

るいは借入金による起債を起こしたりしながら、効率的な財政運営を心がけるようにしております。そのため呂楽町におきましては、結果この間の財政運営によって、財政調整基金をはじめ、各種基金の積み増しができていること、それと公債費比率、これも極めて健全な状態を維持しているという結果があらうかと思います。

この後についても、これまでの財政運営を引き継ぎながら、効率的な行政財政運営には努めていきたいと思っておりますけれども、この数字だけにとらわれて、職員を削減するであるとか、それから業務委託費を今以上に競争性を高めさせることが可能なかどうか分かりませんが、極端にそれをやることは現実的には不可能であらうというふうには考えています。しかしながら、ご指摘の点についてはごもっともでありますので、そのことについては十二分に今後も注意を払い、そして各種事業精査をしながら、健全な財政運営を目指していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○黒田重利議長 武井清二議員。

○3番 武井清二議員 健全な行政運営が今できているということなのですが、例えば行政としての収入、いろいろありますけれども、結構それも外部的な要因になっているところがあります。

今半導体の需要が非常にあるということで、呂楽町もその半導体関連の法人がございます。そういったところから恩恵を受けている部分があります。それもやはり計算に入っていますので、それは今その半導体の恩恵を受けているというところだと思っておりますが、それに加えて、やはり町として収入減を増やしていく、そこのところを考えながら、この固定費を削減、これ増え続けていますので、どこかで止めなければいけないですし、工夫してできれば削減のほうに持って行ってほしいと私は思っております。というのも、先ほどの外部的要因が収入のほうにもあるからなのです。

それで、幾つかもう既にやられていることもあると思いますけれども、私のほうで提案という形でお話しさせていただきたいと思っております。人件費と委託料の見直しと削減に向けてとあります。これ、最終的に削減に持っていかなくても、それは判断だと思っておりますので、見直しして、経費が削減、これ人員の削減というわけではなくて、経費の削減につなげればよいという意味です。まず、1番目ですけれども、事業内容、幾つもの町は事業を行っておりますが、その事業内容を、無数にあると思いますけれども、そこをもう一度見直ししていただいて、赤字が目立つところはないのか、昔から泣く泣く惰性でやっているところがないのかとか、あとはその中の業務内容、一つ一つ細かく見ていくと改善点あると思います。そこを見つけるということが大事なことです。ここを一つ一つ細かく見て行って、さらに作業方法まで掘り下げて見ていく。そうすると、削減できる部分はたくさんあります。一言でできないとなると、それはそれでまた問題になりますので、既に橋本町長ですから、その辺は細かくもう指示はされているとは思いますが、もう一度この辺を見直ししていただきたいと思っております。実際中の声といいますか、そういったところでもう少し改善できる部分はあるのではないかなと、そういったことも耳に入ってきていますので、まだ余地はあると思います。

それから、2番目の意識改革です。職員の皆さん、一生懸命やっというらっしゃると思っております。ただ、それは個人差も多少出てくると思います。その個人差の意識を改善することによって、もう少し効率的にできたり、もう少しスピードアップできたり、その辺が心の問題なのですけども、その工夫も経営という意味ではやっぱりやっていかなければいけないのかなと思っております。例えばですけども、いつも一生懸命やって忙しい、忙しいと思っている、そういった心の状態、人間の仕事の容量を100とするとします。いつもやっている仕事が60ぐらいだったとします。最初は、60か、余裕だなと、暇だな、やりがいちょっと足りないなと思いながらもやっていると思います。それが何日も続いて、何年もやっている、60がいつの間にかその人の100になってしまうのです。60が、たまたま80の仕事になったとき、もう忙しいと感じます。実は、その人100の力はあるのに、60の仕事をやっていたおかげで80の仕事が忙しいと感じるマインドになっています。その辺も細かく部署ごとに、担当ごとにその業務を見ていくと、やっぱり改善できる部分はあるのではないかなと思っています。

逆のパターンもあります。100のところをいつも120、140ぐらいでやっている。いつの間にかそれがその人の容量になってしまって、それはいいのか悪いかは、やっぱり人間としては100がちょうどいいと思います。やっぱり120、140を無理してずっとやっていても、それはよくはないと思いますので、本当にその人員を増員するということは、その120、140でやっている人のところを分担したり、逆にさっき言った60、80のところの部署だったり、そういった人をうまく連携させながら、組織として組み立てていく。役場は縦割りですから、課が違うとなかなかその協力体制というのは難しいかもしれませんが、橋本町長は新しくその辺も組織改革はしていただけたと思います。横の連携が非常に大事になってくると思います。

これからDX化もやっていると思いますが、デジタル化というのはやっぱりそのメリットがあるのです。横のつながりがしやすい。課が違うということは仕事も違いますから、知識も違ってくるので、そこを協力するのはなかなか難しいかもしれませんが、コアではない業務に関しては、例えば会計年度任用職員とかが回れる、横の動きをできる職員もつくれるのではないかなと。もしかしたらやっているかもしれませんが。

それと、各課によって繁忙期、閑散期があります。繁忙期のところは、もうその時期は非常に忙しい、その人員では足りないと。だけれども、閑散期ももちろんありますので、そういったところの空いた時間、その空いた時間で何をするか。そういったところをただ閑散期で終わってしまうのではなくて、繁忙期のところと協力したり、そういった連携も組めると思います。人件費というのは、そういった全てのことを細かく見ていって、工夫できるところは工夫する、その上で最終的な人件費を出す。これが本当の経営だと思っておりますので、橋本町長はその辺も細かくもちろできると思っておりますので、そこは意識してやっていただければなと思います。

今話の途中にもありましたが、DX化です。業務の効率化に非常につながるのです。もう国が言

い出してから結構年数がたっています。この辺のデジタル化のD X化のことについて、今の邑楽町の現状を担当課長にお聞きしたいと思います。

○黒田重利議長 小沼企画課長。

〔小沼勇人企画課長登壇〕

○小沼勇人企画課長 お答えいたします。

自治体におけるD Xの意義といいますか、目標は、デジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させるとともに、業務の効率化、また行政サービスの向上を図ることです。今回議員のご指摘のあったD Xにより、事務の効率化が図られている部分に焦点を合わせて、今邑楽町で行われている業務について、何点か報告をさせていただきます。

まず、1点目といたしましては、A Iを活用した議事録作成システムの導入があります。こちらにつきましては、以前は録音した音声を複数回聞き直しながら作業を行っていたため、会議時間の何倍もの作業時間を要していたものが短時間で作成でき、しかもA Iのため、常に学習することによって、より効果的に作成できるようになっております。

次に、2点目といたしまして、電子地図の整備であります。それまでは、各課が管理していた紙ベースの各種地図を電子化及び統合した地理情報システムG I Sを構築し、その一部をインターネット上で公開して、今まで役場窓口まで来なければ得られなかった情報が、どこでも閲覧できるようにいたしました。そのことによって、窓口業務の削減につながっております。さらに、職員にとっては地図を電子化したことによって、会議資料の作成においても有効に活用され、事務の効率化につながっております。

最後に、3点目といたしまして、電子申請の拡充がございます。住民向けには、各種イベントや保健センターが実施する各種健康診断の申込み、それに各種アンケートにも活用されており、また職員向けにも研修や職員健康診断の申込みなどに活用され、担当職員の集計作業の削減につながっております。ほかにも幾つかありますが、代表的なものを紹介させていただきました。

以上でございます。

○黒田重利議長 武井清二議員。

○3番 武井清二議員 今ご説明いただきました業務にデジタル化、あとはA Iなどを使って、徐々に改善されているということです。

このデジタル化というのは、今本当にものすごく伸びています。特にA Iです。生成A Iという、主にチャットG P Tというのがありますが、このチャットG P T、おととしの秋ぐらいですか、初めて世に出まして、その後日本で騒がれ始めたのが3月ぐらいでした。私の最初の一般質問でもこのチャットG P Tのことを話しました。あれからほぼ1年ぐらいたっているのですが、ではどのぐらい進化したのか。このA Iは、たった1年でどれぐらい進化したのかということなのですが、日本で初めてこのA I、チャットG P T、生成A Iを取り入れた自治体は神奈川県横須賀市です。も

うあそこは、A I も普通に業務で使っているみたいです。そして、何ととっても自治体としても市場リーダーみたいなものになって、もう全国の自治体向けのA I のセミナーも開いている。そういうことでもまちがP R できている、そして潤っている。そのA I というだけでも、横須賀市はうまく活用できていると思います。

もちろん今日本全国あちこちで、呂宋町も先ほどご説明ありましたけれども、A I を徐々にいろんな業務で使い始めています。ちょっと簡単にですけれども、例を挙げますと、ほかの自治体です。例えば埼玉県さいたま市では、保育所への入所の選考、7,000人ぐらいいらっしゃるみたいですが、それがふだん大体1週間1,500時間ぐらいかけてスタッフ、職員の方がやっていたみたいですが、A I を取り入れたら、その1,500時間が10分になったそうです。大分人件費が削減されていると思います。ほかの業務ができます、それだけあれば。

そして、愛知県豊橋市、ここでは介護サービスの計画作成、これを本来はケアマネジャーがつくるものです。これをA I に学習させました。A I が、今はまず作成しているそうです。最後に、経験のあるケアマネジャーが、そのA I が作成した介護サービス計画を確認して、それを使っているそうです。かなり質がよいそうです。人間がゼロからつくるよりもかなり質がいいらしいです。そして、同じ愛知県豊田市、ここでは衛星画像のデータのA I を使って漏水箇所を調査することをやっています。通常でしたら5年かかっていた業務が、7か月で終わったそうです。もうかなりの人件費削減です。

そして、茨城県つくば市ですが、ここは画像からテキストのデータを取り出してシステムに入れる、そういった作業をやっています。画像というのは、役所ですから、紙ベースでした、昔は。紙なので、それを一々入力していくとすごく膨大な時間がかかっていると思います。そこを写真撮るだけで、もうそれでデータが入ってしまう。もうぱちぱち写真撮るだけなのです、ページめくって。一々入力しなくてもいい。そういったA I があるので、それを活用してやっていると。かなり時間の削減につながったということです。

このA I、生成A I、この1年でもものすごく進化したのですが、実はここからがすごくて、今年恐らく役場のほとんどの業務、1年、2年以内にできるようになると思います。これは、本当に人間がやるよりも非常に速いですし、経費の削減につながるのです。ただ、これは皆さん、リスクもあるのではないかとされている方も多いと思います。確かにそれはあるのですが、リスクさえも今A I がなく動き、そういったA I もあります。ですので、全てが解決できるようになるのです、実は。では、これをいつ使うかという話で、これ使えば絶対に削減につながるのです。これは、今後行政経営をやっていく上ではもう絶対に必要です。今からでも、今やっているところはやっていきますけれども、これは徐々に業務に入れていく、使えるところは入れていく、職員の方々に慣れていただく。これは、A I を使っていると、今度は使っている側の人間がいろんな発想を思いつくのです。あの業務にも使えるのではないかと、あそこにも使えるのではないかと。これはいろんな業務

につながるので、そうすると一気に広まって、その仕事のスタイルも変わってくると思います。でするので、今は部署ごとに使っているところと使っていないところというのがあると思いますが、できればこの辺皆さんが意識して取り入れられるように今からやっていけば、このA Iの進化は今ものすごいからです、ここについていかなければいけないのです。邑楽町の役所として、全員がA Iと一緒にどうせその時代になってくるわけで、今やらないといけないと私は思っています。ですので、そこに意識を持っていくためにも今からできるところはやっていってほしいと思います。

今申し上げましたが、このA Iの可能性というのは非常に高いです。もうこの辺を橋本町長、もちろんご存じだと思いますが、この辺のご見解をお聞きしたいと思います。

○黒田重利議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

生成A Iに代表されます様々なデジタル技術は、これ日進月歩、本当に日を追うごとに飛躍的な進歩を遂げています。先進的な自治体においては、それをいち早く業務の中に取り入れているという事例についても承知をしております。将来的には、今の行政職員の半分くらいでできるようになるのではないかなという意見も出ているようです。しかしながら、当町においてもこれができる分野から、先ほど企画課長が申し上げたとおり、少しずつですが、導入しておりますけれども、やはり汎用のものは無料で公開されたりはしていますけれども、そこからカスタマイズを加えたり、いろいろな仕様を加えることによって、それがどんどん高額な有料化していきますので、当然その財源との兼ね合いを見ながら、最も効率的なところを探していく必要があるのだらうと思っています。

こういったものについては、導入に係るイニシャルコストは人口規模にかかわらずほとんど変わりません。ランニングコストについても同様です。つまり、規模が大きい自治体ほど、これが効率的に運用ができるというような形になろうかと思います。将来的には広域でこういったものを導入するなり、現在も邑楽郡においては郡の情報部会というものがあまして、なるべくシステムの標準化であるとか共通化ということに向けて議論も現在もしておりますので、将来にわたってもそういう方向になろうかと思っております。

以上でございます。

○黒田重利議長 武井清二議員。

○3番 武井清二議員 イニシャルコストが非常に高いと思います。そのA Iを使って、どれぐらいの規模で削減できるのか、どれぐらい効率的にできるのか。そういったところを計算していただき、世の中はそちらのほうに向かっていますので、そこをうまく取り入れられる、そういった方法、あとはコストを組んでいただいて、将来的に削減に向けてやっていただければと思います。

ちょっと時間がなくなってきたので、次に行きます。すみません。その前に5番の委託業務の見

直し、これもまだ見直しできる場所はあると思います。分かりやすい例ですと、今これの一般質問はユーチューブでライブ放送しておりますが、今までは業者に依頼して、この邑楽町のホームページ上でこの一般質問、本会議の映像を流していたと思いますが、それ業者を使って、1年間100万円超ぐらいの経費がかかっていました。それも業者に頼んで、3週間後ぐらいにホームページにアップされていたみたいです。

今回このユーチューブのほうにシフトして、これは生ライブでやっておりますし、これが終わったら、今度は録画で残るようになっています。ですので、もうすぐにこの会議が全世界に今流れています。無料です。こういったこと、ちょっとしたことなのですけども、それで何百万円という経費の削減につながっています。ほかにも先ほどのAIのことをお話ししましたけれども、そのAIは委託料の削減にももちろんつながるのです。アンケートとか、あとは資料作成、計画書、提案書、あとプロジェクトの立案、その管理、外部委託しているものもあると思います。それから、面接とか秘書的業務、あと設計、マーケティング、セールス、受付、それからセキュリティー管理、SNSなどの公開、そういったもの全てAIができますので、人的なものでなくても、委託してやっていた業務、こういったものもまた戻してAIにやらせれば、かなりの経費削減につながる、そう思います。

最後になりますが、施設の集約とありますが、ここも経費の話になりますが、この隣にある邑楽町中央公民館、これ建設するときの基本構想、基本計画書というのがありまして、結構前にありますが、そこの中にも書かれておりました。邑楽町にある各公民館とか類似施設、それを1つに集約して、邑楽町の公民館としてやりましょうと、そういう目的で邑楽町中央公民館は造られた経緯があります。今残っている高島公民館、長柄公民館、これについてもその続きでまた書いてありまして、現在の3館体制をそのまま維持するのではなく、中央公民館への一拠点化も大きな検討課題となっております。それぞれこの施設が分かれていることにより、そこでやはり経費が発生してしまうのです。この中央公民館を造るときに、もともとはそういう目的で造られたはずですが、今現状として、今後この集約の流れに持っていくのかどうか、この現状も踏まえてご説明を担当課長のほうにしていきたいと思います。

○黒田重利議長 田中生涯学習課長。

〔田中敏明生涯学習課長登壇〕

○田中敏明生涯学習課長 お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、中央公民館の建設に当たり策定された邑楽町中央公民館建設基本計画の中で、施設の建物自体は可能な限り使用する、また職員については中央公民館に集約するとしておりました。しかし、現状では、長柄公民館、高島公民館、共に職員が常駐しております。両館とも正規職員は1名、それ以外は再任用職員の館長と会計年度任用職員でございます。これは、中央公民館が当初の計画と比べて、公民館部分の面積が狭くなってしまったこと、それに伴い長柄公民館、

高島公民館の利用団体を吸収し切れず、日常的な活動では引き続き両公民館を利用する必要があることから、当面は現状を維持することになったというものでございます。

令和５年度の登録団体は、中央公民館が73団体、長柄公民館が49団体、高島公民館が43団体、合計で165団体ありますので、直ちに全ての団体が中央公民館の利用団体となるのは不可能な状況です。今後利用団体が少なくなれば、全ての団体が中央公民館に移行することが可能になるかと思えます。

一方で、令和２年度から中央公民館１館に対して、長柄公民館、高島公民館の地区公民館２館体制が確立されましたので、事業の連携や一元化を進めております。事業内容をはじめ、予算項目などについても中央館と地区館という位置づけを明確にし、効率的な運営ができるよう調整しております。

現状につきましては以上でございます。

○黒田重利議長 武井清二議員。

○３番 武井清二議員 今ご説明ありましたけれども、当面の間はその長柄公民館、高島公民館、中央公民館と３拠点でやっていく。ただし、連携を取りながら効率化を図ってやっていくということでした。ここもやはり効率化が入ってきます。

こういった公民館はイベントとか何かあったり、大きな教室とかそういったものがあると、そこは非常に忙しくなると思っております。ただ、ここが結構難しいかなと思っておりますが、やはり業務においては波があると思っております。この人員の面ですね、予算を見ましたら、長柄公民館は令和５年度ですと1,575万円、予算組まれていまして、令和６年度になりますと約3,667万円、高島公民館は令和５年度が2,311万円、令和６年度が2,635万円と、どちらも増えているのです。特に長柄公民館に関しては２倍以上増えています。もともとこの邑楽町の公民館を集約するという、経費削減のために造るということでしたが、やはりここが現実的に増えてしまっている。ここも問題なところになるのではないかなと思っております。

先ほど田中課長からもありましたが、うまく連携していくと、そういったところで経費削減を行っていただきたいと思います。特に人員に関して繁忙期と閑散期、これうまく波を一定にできるように人員の横の線の異動とか、例えば中央公民館から長柄公民館に行ったり、長柄公民館から高島公民館に行ったり、その都度身軽にうまく人員のやり取りできるように、その組織の柔軟性も高めていただければ、少しは人件費がここも削減できるのかなと思っております。

では、最後にこの公民館のことについても橋本町長にご見解のほうお聞きしたいと思います。

○黒田重利議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

この公民館の３館の集約ということですが、私も職員だった時代に建設検討に当たったの

職員だけで組織するワーキンググループ、それから民間の方たちを入れた建設検討委員会の委員でもありました。また、当時の議会のやり取りも記憶の中にございますので、その中で見解を述べたいと思いますけれども、まず大前提としてあったのは、先ほど担当課長が申したとおり、必要な面積が、今の建設された面積よりもはるかに、さらに2,000平方メートルぐらい、たしか多かったものが当初は予定されていたというふうに記憶しています。しかしながら、やり取りの中で、特に本体価格がどのくらいなのだというようなことから、当時の担当課長が示した数字が独り歩きをして、結果的にはそれを上限として建設を進める方向になったと記憶をしています。

資材価格等も上昇基調にありましたので、当初計画していたものが結果的にできなかった。そのために当時の判断として、現在の長柄公民館、それから高島公民館、当時はおうらヤングプラザでしたけれども、どちらとも建物の耐用年数までは残す。しかしながら、事業をなるべく中央公民館のほうに集約をして、貸し館的な機能にしていくであるとか、それから人員も中央公民館に集中をさせて管理をより効率的にしていく、そういった方向性は示されたのだろーと思います。しかしながら、それが実行されているかどうかということについては、完全には実行されていないというふうに思っておりますので、この3館の集約ということについては、必ずしもその言葉尻だけを捉えれば、建物を1つにしてほかは廃止、解体というようなことにも聞こえるかもしれませんが、当面の間は今ある、資源の一つですから、公共施設としては、有効に活用していくと同時に、さらに効率的な管理、運営をしていかなければならないのだろーと思っています。

現在も、先ほど担当課長申したとおり、相当数の団体の方が利用されています。それ以外にも町も社会教育施設以外にも例えば共通投票所であるとか、それから有事の際の避難所の指定などもされていますので、もし廃止という場合にはそういった機能の代替についても併せて検討していかなければなりません。社会教育というのは、単にそこで学習させるというだけではなくて、やはり今超高齢化社会に突入しております。そういった中で、社会に出るきっかけをつくる。そして、そこで交流関係をつくりながら、健康寿命を伸ばしていくことに大きく寄与していると思っておりますので、今後も現在の体制を極力維持できるうちはしながら、しかしながら財政にも配慮し、効率的な運営をしていくべきであろーというふうに思っております。

以上でございます。

○黒田重利議長 武井清二議員。

○3番 武井清二議員 行政経営における経費削減、内部的経費削減、主に人件費、委託費について、今回質問させていただきました。

新しく橋本町長になられましたので、橋本町長もおっしゃっていましたが、行政経営をやっていくと、ずっと橋本町長もこの役場の中でやってこられて、今町長としてやられておりますが、それはメリットでもあります。けれども、やはり外の人間から見ると、やはり改善できる部分というのは見受けられるのです。ですから、そこは柔軟に橋本町長には改善をしていただきたい、運営を

していただきたい、経営をしていただきたいと思っております。

この内部の経費削減、橋本町長が得意な分野だと思います。筋肉質な組織をつくるということです。小回りの利く筋肉質な組織となって、新しいビジョンを持って、町の収益を増やして、その収益は町民のために還元していく。これが本物の行政経営だと思いますので、その辺は橋本町長は得意としている分野だと思いますので、その内部の組織をぜひ筋肉質にさせていただいて、ぜい肉の部分があれば見つけ出し、そこを鍛えて筋肉質に変えていく、そういった行政経営をやっていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○黒田重利議長 暫時休憩いたします。

〔午後 3時14分 休憩〕

○黒田重利議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 3時29分 再開〕

◇ 山 本 裕 子 議 員

○黒田重利議長 1番、山本裕子議員。

〔1番 山本裕子議員登壇〕

○1番 山本裕子議員 こんにちは。大トリということで大変緊張しております。長時間でお疲れと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。議席番号1番、山本裕子です。通告に従いまして質問させていただきます。

テーマは、手話言語条例の制定についてです。1月18日に行われた議会報告会並びに意見交換会には町のたくさんの皆さんにご参加いただきまして、心より感謝申し上げます。その中で4名の聴覚障害のある方がご参加くださり、大変貴重な意見、ご要望をお聞きすることができました。その際に、邑楽町にはまだ手話言語条例がないので、条例の制定に協力してほしいとのお話がありました。お恥ずかしながら、私はそのときまで手話言語条例というものがあることも、その言葉を聞くのも初めてでした。

手話言語条例とは、手話は言語であるという認識の下、手話言語への理解促進及び普及等の施策を推進することによって、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指すためのものとあります。私は、手話を言語という認識があったので、手話が言語として認められていないという事実があったのかということに驚いたくらいでした。1878年、古河太四郎により日本で初めての聾学校、京都盲啞院が開設され、現在の手話に当たる手勢法を考案し、聾教育が始まりました。しかし、2年後のイタリア・ミラノ会議で聾学校で手話を使うことを禁止し、口話のみを奨励することが決議され、世界的に聾教育の中で手話が禁止されました。1933年には、日本の聾学校でも手話の使用が

禁止となりましたが、それでも陰ながら聾啞者の中で手話は受け継がれており、1947年、群馬県伊香保温泉に200名の聾啞者が集まり、全日本ろうあ連盟が結成されました。2006年、国連総会で採択された障害者権利条約にて、「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう」と明記、2014年には日本でも障害者権利条約に、手話は言語であることが明記されました。明治から現代にかけて、聾啞者から手話が生まれ、奪われ、取り戻すという歴史的背景を経て、少しずつではありますが、全国的に手話言語条例の制定がされつつあります。

2024年2月6日現在、都道府県市区町村合わせて計513の自治体で条例が制定されており、2015年には群馬県として、2017年には太田市及び館林市、2021年にはお隣の千代田町でも制定されています。しかしながら、残念なことにこの邑楽町はいまだ制定されておりません。邑楽町としてもぜひいち早い制定に取り組んでもらいたいと思うのですが、過去から今までに町の方の声などで手話言語条例の制定の要望はありましたでしょうか。担当課長、お願いいたします。

○黒田重利議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 お答えいたします。

館林邑楽聴覚障害者協会や関係者の方々から、制定の要望は町でも受けております。町民の方もきっとそちらの協会のほうには何度かお話ししたかなと思います。令和6年2月6日現在、県内では18の自治体が既に条例を制定済みであります。議員がおっしゃるとおり、近隣でも太田市、館林市、大泉町、千代田町が制定済みでございます。よって、邑楽町に対しても制定してほしいとの要望は受けてございます。

以上でございます。

○黒田重利議長 山本裕子議員。

○1番 山本裕子議員 要望があったということですが、その際に町ではどのような対応をしたのか、教えていただけますか。

○黒田重利議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 お答えいたします。

対応といたしましては、手話言語条例を制定するに当たり、関係団体並びに関係する方々と意見交換会の場を設け、様々な意見を伺いながら、条例の制定に向けて協議をしまいたいとお伝えいたしました。今後は、令和6年度の早い時期に議会へ上程できるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○黒田重利議長 山本裕子議員。

○1番 山本裕子議員 条例制定に向けて考えているということですが、現在取組の進捗状況

はどのようなことになっているのか、お聞かせください。

○黒田重利議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 お答えいたします。

現在の取組状況でございますが、条例制定に向けた意見交換会を開催するために、ご参加いただく関係団体並びに関係者の調整を行っております。先日は、県の手話サークル連絡会にも加盟しております呂楽町の手話サークルすずらんのところへ出向き、手話言語条例の制定にご協力をいただきたい旨お伝えしてまいりました。その際に、サークルの代表の方も快く承諾してくださいました。前向きに捉えていただきまして、とてもありがたかったです。今後も関係各所と連絡を取りながら、早急に意見交換会が開催できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○黒田重利議長 山本裕子議員。

○1 番 山本裕子議員 ぜひとも大急ぎで進めていただきたいと思います。というのも来年、2025年に第25回デフリンピックが東京で開催される予定です。デフリンピックには、オリンピックやパラリンピックと同様に世界中から選手をはじめ観客の方、関係者の方々が集まるわけですから、ここに合わせて条例を制定し、手話の盛んな町づくりをしていくというのはとてもチャンスなのではないかなと思っています。

そして、手話というのは日本だけでなく、国際的に使われているものです。9月23日は手話言語の国際デーとされており、手話が言語であることを周知、啓発するために全国一斉にブルーライトアップが行われています。昨年の9月23日、呂楽郡として5町共同開催でシンボルタワーがライトアップされたかと思います。県のホームページには、ライトアップの案内が掲示されていましたが、町としても周知はしていたのでしょうか。

○黒田重利議長 金子福祉介護課長。

〔金子佐知枝福祉介護課長登壇〕

○金子佐知枝福祉介護課長 お答えいたします。

手話言語の国際デーに合わせたブルーライトアップの実施につきましては、町のほうも9月23日土曜日午後5時30分から7時の間にシンボルタワーの展望室を青く点灯いたしました。本年度は、議員がおっしゃるとおりに呂楽郡5町の共同開催として、呂楽町が代表となり実施をいたしました。その際に、館林呂楽聴覚障害者協会及び当事者の方々が呂楽町に来てくださり、町の取組についてご理解をいただきました。

しかしながら、議員がご質問した件でございますが、県のホームページには掲載されたものの、町民に対しての周知につきましては、町の広報紙には間に合わず、また町のホームページでもお知らせをできなかったこと、周知することができませんでした。大変申し訳ございませんでした。今

後はこのようなことがないよう、広報紙や町ホームページ等を活用して、しっかりと周知してまいります。

以上でございます。

○黒田重利議長 山本裕子議員。

○1番 山本裕子議員 せっかくライトアップしているのですから、どんどんアピールしてもらって、皆さんになぜ、何のためにライトアップしているのかということを知ってもらいたいと思います。今年はずいぶん周知をしていただきたいと思います。

手話言語条例の制定は、目的ではありますが、ゴールではありません。そこからがスタートです。し、たくさんの方に手話を知ってもらい、触れる機会を増やし、覚え、使い、聾者、聴者関係なくコミュニケーションが図れる場を増やしていくこと、誰もが当たり前のように手話で会話できることを町として積極的に取り組んでももらいたい。そのためにも、子どものうちから手話に触れる機会をつくっていくというのがとても重要なことだと思うのですが、小中学校の教育の中で、授業もしくは何らかの形で手話に触れる機会があったのでしょうか。

○黒田重利議長 松崎学校教育課長。

〔松崎澄子学校教育課長登壇〕

○松崎澄子学校教育課長 お答えいたします。

今年度は、小学校1校が手話教室を行いました。5年生が総合的な学習の時間において、誰もが住みよい邑楽町について考える学習を行いまして、高齢者や体の不自由な人の生活について知ろうを目当てとした授業時間に、福祉とは何か、福祉について知るためにはどんな体験が必要かを話し合い、取り組んだことが、ブラインドウオーク体験、車椅子体験、聾啞の方の講演会と手話教室の活動でした。これらの調べ学習や体験学習を通して、子どもたちは高齢者や体の不自由な人の苦労や生活の工夫を知ることになりました。

以上でございます。

○黒田重利議長 山本裕子議員。

○1番 山本裕子議員 福祉や様々な障害について知ること、触れることはとても大切なことだと思います。私が小学校のとき、今から40年近く前ですけども、そのときもブラインドウオークや車椅子体験をしたのを鮮明に覚えています。しかしながら、手話をやったという記憶は残っていません。

世の中にはいろいろな人がいます。いろいろな障害を持った人もいます。いろいろなコミュニケーション方法があります。英語の授業が当たり前にあるように、当たりに手話の授業があってもいいと思います。今まで知らなかった言語で会話をするのは、英語であろうと、手話であろうと同じですし、知らないことを知るのは世界が広がってわくわくすると思うのです。将来の選択肢も増えると思います。手話を覚えて損することというのは何一つないので、今後の教育の中に手話を積

極的に取り入れるといった、そういった取組をしていくというのは可能なのかなのか、教育長、お答えいただけますか。

○黒田重利議長 藤江教育長。

〔藤江利久教育長登壇〕

○藤江利久教育長 ご質問ありがとうございます。

手話について教育に取り入れることができるかというご質問ですけれども、福祉教育の中には広い範囲がありまして、手話だけではなくて、車椅子体験、ブラインドウオークとか、それぞれやはり子どもたちが興味を持ったものについてそれをやってみたいとなれば、それは取り入れる可能性がすごくあると思います。私自身、手話教室にも入ったことないのですが、手話を使って歌を歌うということで、「手のひらを太陽に」というやつを、熱い血潮が流れているというのをやった覚えがあるので、鮮明だけに、どういう内容かはちょっと忘れてしまいましたけれども、みんなでやるということは本当に大事なかなというふうに思いました。ありがとうございます。

○黒田重利議長 山本裕子議員。

○1番 山本裕子議員 手話歌とか手話ダンスとかたくさんあって、子どもが楽しみながら覚えるのにはとてもいいかなと思います。

幼稚園や保育園の発表会やお遊戯会でも、手話ダンスや手話歌をやったりするというのも聞いています。小中学校に限らず、もっと小さいうちから手話に触れる機会が増えたらいいのではないかなというふうに思っています。お子さんが学校等で、今日手話を習ったのだよというのを親御さんに話して、親御さんがどんなだったのと、こんなだったよという話をする中で、家庭内のコミュニケーションにもつながるのではないかなと思います。そして、では実際にそれが通じるのか、ちゃんと使ってみようか、実践してみようかという流れになって、そういう場に出向いて、聾者の方と会話するきっかけにもなるのではないかなと思います。

東京都の大塚に手話居酒屋ふさおという串揚げ屋があります。そこは、聾者のご夫婦が営まれている居酒屋です。静かだけれども、にぎやかな店と言われている、カウンターの端と端、あっちでもこっちでもカウンターからテーブルへといって、手話があっちもこっちも飛び交っているような、そんなお店です。聾者だけでなく、聴者同士も手話で会話をしています。そこに来ていた聴者の方に、なぜ手話を覚えようと思ったのですかと聞いたところ、お孫さんに聴覚障害があり、孫と一緒に話したかったからというふうにおっしゃっていました。そこでバイトする女の子がいましたけれども、その子もやはり聾者でした。

神奈川県平塚市にU d c a f eというカフェがあります。耳の聞こえない学生を中心に運営されています。バイト先がなかなか見つからないと。障害を持っていることで12個バイトの面接を受けただけでも、全部落ちてしまったのだということで、ここでそういった取組があり、耳の聞こえない学生を中心に運営されています。そのお店には指文字の書かれたシートが置いていて、そこで

来たお客さんが指文字を使ったりして、店員の方とコミュニケーションを図ったりしています。こちらの2店は聾者の方が運営しているお店ですけれども、板倉町に手話で接客サービスをしているお店があります。あぶらやさんといいますけれども、こういうお店がたくさん増えて、邑楽町にもあったらいいなというふうに思いました。

つい先日から手話奉仕員養成講習会が始まりましたけれども、講座に申し込むとか町内の手話サークルに入るのはちょっとハードルが高いけれども、ちょっとした挨拶とか簡単な単語、軽い自己紹介なんかが気軽にできたりとか覚えたりできるには、こういったお店に直接足を運んで覚えるのがとてもいいのではないかなと思っています。そして、また雇用も生まれます。例えばあいあいセンターが空いている日を利用して、手話カフェを運営するというのもありなのではないかと思います。

邑楽町は、東京から1時間半から2時間で来られますから、さきに述べたデフリンピックや旅行で海外から来た方がちょっと足を伸ばして邑楽町に行ってみようとか、手話の盛んな一步進んだ町にすることで国内外から人が集まったり、訪れてくれる可能性もありますし、ほかの自治体からも関心を引くことができると思います。「やさしさと活気の調和した 夢あふれるまち“おうら”」、私は調和という言葉が大好きなのですが、聾者とか聴者とか、障害の有無とか、年齢、性別、国籍に関係なく笑顔で暮らせる、それこそ調和だと思っています。町のあちこちで当たり前のようには手話が飛び交うような町にしていくために、手話言語条例の制定やそれに伴う取組、今後の発展についてどう考えているのか、町長のお考えをお聞かせください。

○黒田重利議長 橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 お答えいたします。

手話につきましては、いわゆる聾者の間、あるいは聾者と健常者の間でも意思疎通を図る大切な手段として受け継がれてきましたけれども、ただこれまでは言語として認められていない。だからこそ、その条例化が叫ばれているのかなと思います。かつては、学校等でも積極的に手話を使用しないようにというような時代もあったというようなこともあるようでございます。少し遡ってみますと、2006年の国連で採択されました障害者権利条約、ここで手話が言語に含まれることが明記をされて、国も2011年に障害者基本法を改正しまして、そこで手話が言語に含まれることを明記したというような過去があるようでございます。

この条例の制定につきましては、先ほど担当課長が申したとおり、これ制定しない理由はありませんので、もう既に関係団体と意見交換等もしているということでもありますから、準備が整い次第、また議会のほうにお諮りをしていきたいと思っておりますけれども、議員が途中でご指摘のとおり、条例の制定が目的ではないわけであって、そこがゴールではないわけです。その中には、当然行政としての責務、こういったこともうたっていくことになるのだろうと思います。そういった中で、具

体にまた何をやっていくか、また条例とは別のアクションプラン等が必要になろうかと思えますけれども、当然その中で町民に対して学ぶ機会の提供であるとか、それから先ほど学校教育現場でどうかというようなご質問もありましたけれども、学校教育の中でも積極的にそれを学んでいただく機会の提供、それから職員も積極的に研修を受けたり、それから町の各行事での手話通訳者の拡充、これも昨日の回答の中にもあったと思えますけれども、様々なことを今後は具体化していく必要があるのだろーうと思えます。そういったところも実際に障害をお持ちの方、またそれを支援されている方々と意見交換を重ねながら、町としてそれが先進的に取組ができるように、今後取組を進めていかなければならないのだろーうと、このように考えております。

以上でございます。

○黒田重利議長 山本裕子議員。

○1番 山本裕子議員 前向きな考えを聞けて、とてもうれしく思います。

条例の制定も手話ができる人、手話で会話が楽しめる場が増えることも損になることというのは何もなく、むしろメリットしかないです。あえて1つだけデメリットを言うとしたら、内緒話ができないということぐらいだと思います。ぜひ本気で町を挙げてその輪を広げる取組をしてもらいたいと思います。手話を知ること、たくさんの人が幸せになれると思っています。手話で幸せ、「しゅわわせ」な町にしていきたいです。

私の質問はこれで終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○黒田重利議長 これをもちまして一般質問を終結します。

◎散会の宣告

○黒田重利議長 以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。明日8日から13日までの6日間は議案調査及び各常任委員会の審査等のため、本会議を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 異議なしと認めます。

よって、明日8日から13日までの6日間は本会議を休会とすることに決定しました。

来る14日は午前10時から会議を開き、令和6年度各会計予算について審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

〔午後 3時55分 散会〕